

# 福祉文教委員会会議録

令和2年2月5日(水)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 14:49

## 【 案 件 】

1. 保育行政について
2. 児童生徒の安全対策について

## 【 報告事項 】

1. 児童虐待に関する報告書について
2. 飯塚市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)について
3. 飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プランの策定について

---

### ○副委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「保育行政について」議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

### ○子育て支援課長

保育行政につきまして、提出しております資料についてご説明いたします。

資料1ページをお願いいたします。市内の居住児童の特定保育、保育施設支給認定状況、その利用状況、未利用者についてご説明いたします。令和2年1月1日現在の状況を記載しております。上段に保育施設支給認定者数3756人、中段に入所数3633人、下段に施設未利用者数123人となっております。未利用者数123人の内訳といたしましては、指定園のみ希望者54人、保育施設利用者3人、求職中が11人、育児休暇中は36人、待機児童が19人となっております。

資料2ページをお願いいたします。各年齢別の保育事業利用率について2ページに公立保育所と私立こども園、3ページに私立保育所の各施設の年齢階層ごとの入所定数及び入所児童数、定数に対する利用率、入所率が100%未満の施設についてはその理由を記載しております。公私立施設全体の利用率は、105.5%となっております。内訳としましては、公立施設が98.1%、私立こども園の利用率が113.7%、私立保育所の入所率は106.6%となっております。

続きまして資料4ページをお願いいたします。年齢別未利用児童の希望申し込み先につきましては、未利用児童123人の入所希望施設の申し込み施設について、第1希望から第3希望の施設までを一覧表にしたものでございます。

資料5ページをお願いいたします。令和元年度未利用児童一覧については、資料5ページから18ページにかけまして、未利用児童123人の年齢、性別、入所希望施設を第1希望から第4希望まで記載しております。

資料9ページをお願いいたします。9ページから16ページにかけての保育所、こども園定員及び入所状況・保育士定数及び配置状況については、9ページに公立保育所、10ページに公立こども園、11ページから15ページにかけまして、私立保育所、16ページに私立認定こども園を記載しております。16ページの私立認定こども園5施設の状況につきましては、1号から3号まで職員数、また入所児童数を1号から2号、3号、幼稚園部と保育園部の合計を記載しております。

次に、資料17ページをお願いいたします。資料17ページの年齢別人口及び保育所等入所状況につきましては、この説明の前に11月の本委員会に提出してございました資料、各年齢別人口及び保育所等入所状況の資料につきまして、一部誤った数字を記載してございましたので訂

正させていただきたいと思っております。17ページを参考していただきまして、公私立保育所、こちらの入所児童につきましては、公立こども園の人数が重複して入っております。また、市外の保育所に通園している児童、これ広域入所児童数なんですけれども、こちらの数字が反映されていなかったため訂正をお願いいたします。11月の資料で申しわけないんですけれども、ゼロ歳児が303人を正しくは305人、1歳児が482人を正しくは489人、2歳児が510人を502人、3歳児が565人を542人、4歳児が548人を526人、5歳児が568人を537人、合計で2976人を正しくは2901人に訂正していただきまして、この訂正に伴いまして公私立保育所の利用割合、合計その他の部分を訂正しておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは17ページをお願いいたします。各年齢別人口及び入所状況につきましては、令和2年1月1日現在のゼロ歳児から5歳児までの年齢別人口の保育所、こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用状況を記載しております。こども園については、保育部と幼稚園部の合計数を記載しております。就学前の児童、7294人に対しての教育・保育施設全体の利用率は、71.7%となっております。

続きまして資料18ページをお願いいたします。令和2年1月31日現在の飯塚市保育士修学資金貸付金、保育士生活資金貸付金、保育士就職緊急支援金の申請状況を報告いたします。飯塚市保育士修学資金貸付金の申請者数は29名となっております。学年別では1年生10名、2年生18名、3年生1名で、今年度末に卒業予定は14名となっております。次に、中段の飯塚市保育士生活資金貸付金の申請状況は21人となっております。今年度、令和元年採用が10名、平成30年採用が6名、29年度採用が5名となっております。下段の保育士就職緊急支援金の申し込みが29名となっております。そのうち転居支援2名を含んでおります。市外から転居されまして、市内に転居されまして、その費用を負担した方が2名いらっしゃいます。

続きまして、資料はございませんが、令和2年度の入所申し込み状況について報告いたします。令和2年度の保育所の入所受付を12月2日から1月10日まで実施し、1月30日現在で、3539人の申請がっております。昨年に比べ51人増加しております。年齢別ではゼロ歳児が203人で21人の減少、1歳児が621人で10人増加、2歳児が662人で29人の増加、3歳児が661人で23人の減少、4歳児が708人で49人の増加、5歳児が684人で7人の増加となっております。そのうち2744名の継続児童につきましては、内定通知書を1月30日付で発送しております。残りの児童につきましては、現在入力作業を含め調整を行い、2月末までには内定通知を発送する予定としております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

前回の委員会の際に、定数減になっている施設がありましたということで、市としても県のほうに要望を、話し合いをしていくというお話でしたが、その件についてはどのようになりましたか。

○子育て支援課長

県にも確認しております。それについては、今後につきましては、十分協議を行いながら進めていくということで要望しております。

○兼本委員

その協議をしていくというのはどういったことなんですか。

○子育て支援課長

定員減とか、そういった状況があれば市の意見を聞きながら、市も県のほうに、こういう状況でありますので、定員減は認めないよにとか、そういったことを含めたところで協議をしていくような形で要望しております。

○兼本委員

そうすると、その減少の場合の認可保育施設の利用定員の変更の届け出というのは、その事務の流れというのは、どのようになるんですか。

○子育て支援課長

事務の流れといたしましては、法人のほうから県のほうに変更届を出す際に、市のほうから意見書を提出する、意見書をつけて県のほうに提出するような形にはなります。

○兼本委員

そうすると、市のほうには何も届け出とかそういったものは。その順番としてはどのような順番になるのか、ちょっと具体的に教えてください。

○子育て支援課長

まず、県のほうにこういう届け出を出したいということで、意見書の提出をお願いしますということで来ます。その後うちのほうが意見書を書きまして、それを持って法人のほうから県のほうに提出していただくような形になります。

○兼本委員

というとまず法人から、飯塚市に届け出があつて、そしてということなんですか。具体的にちょっとわかりやすく教えてください。

○子育て支援課長

まず、法人から市のほうに、県に提出する書類一式を、同じものを市のほうにも提出して、こういった形で、県のほうに提出したいという旨の届け出があります。その分で意見書を書いてくださいと。その意見書を法人に渡して、法人が県に提出する書類一式を、県のほうに提出するような形になる。

○兼本委員

という、まず最初に市町村のほうに届け出を出さなくちゃいけないということで――。届け出は必要ないんですか。

○子育て支援課長

届け出というか、意見書の請求になります。

○兼本委員

県の福祉労働部子育て支援課に、私もちょっとどういう手続なのかということを知りたいわけなんです。そうすると、ちょっと資料をいただいたんですけど、まず保育施設から市町村のほうに、子ども・子育て支援法第35条第2項、子ども・子育て支援法施行規則第34条、減少しようとする年月日であったり減少する理由、現に利用している児童の措置、区分ごとの減少後の利用定員等を届け出をするというふうになっています。そして市町村のほうから、子ども・子育て支援法第32条第3項に基づいて都道府県へ届け出というふうに、聞いているんですが違うんでしょうか。

○子育て支援課長

先ほどの繰り返しになりますけれども、変更届を県に出す分を、市のほうに一式いただきました。その分で、うちのほうが意見書を書いて法人のほうに渡している状況でございます。

○兼本委員

その届け出は、必要ないということですか。届け出は、県のほうはしなくてはいけないというふうに、言われていましたけれども、どうなんですか。

○子育て支援課長

市のほうには、そのときには届け出はございませんでした。その申請書類一式を届け出とみ

なした場合は、届け出があったんですけれども、市のほうとしては反対意見として意見書を出しています。

○兼本委員

これは内閣府のほうで出されてある、こういった場合にはどうしたらいいんですかという自治体向けのQ&Aみたいなものがあるんですけど、その中にこういったような理由、今意見書を提出されたということでしたが、今回飯塚市は、減はだめですよという意見書を提出したというだけ何ですかね。

○子育て支援課長

はい、そうなります。

○兼本委員

ちょっとすみません、先ほど内閣府の自治体向けのQ&Aによると、そういった場合には、市町村において申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や、今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定いただく必要があるということから、利用定員の減少の届け出に際して、事前に市町村と相談をしなくちゃいけないというふうになっているんですけれども、そういった形で相談等があったんでしょうか。

○子育て支援課長

以前よりも、定員変更というような話があったんですけれども、市のほうとしては、現状で変更するという、定員を減らすということはちょっと認めていませんということは、法人には伝えておりました。

○兼本委員

ということは、意思疎通は図られていないということなんですね。

○子育て支援課長

市の考えと法人の考え、そういった意思疎通が図られていなかったと申し上げられましたら、そういう点では図っていなかったというところもあります。

○兼本委員

それでは、8月の委員会の際に広域で受け入れるのか、それとも保育所自体は、旧4町と合併しましたということで、各地域ごとに受け入れ体制を行ってはどうかというのが、昨年度の福祉文教委員会のほうからの提言があったと思いますが、それに対して広域で受けますという答弁だったと思いますが、それでよろしいんですかね。飯塚市は全体的に、保育施設は全体的にみますというような答弁だったと思うんですけれども、それで間違いはないですか。

○子育て支援課長

恐らく提供区域のことだったと思うんですけれども、市としましては、全市で一応、受け入れを行うというふうに考えております。

○兼本委員

そうすると、全市で受けられるわけでしょう。今回は、何ですか、保育士が不足しているということと、この地域には利用者が少ないんだということがあったわけですよ。しかし、飯塚市は広域で受けるわけですよ。ということはこういう施設は、利用者がまだ利用できる、人員はあったわけですよ。では、そこは広域で受けると言われるのであれば、その利用ができるような施策が必要ではなかったのではないかというふうに私は思いますけれども、定員を削減するのは受け入れられないと。そういったことだけで済む問題なんではないでしょうか。広域で受けると言われるのであれば、受けられるような体制づくりが必要ではなかったのかなというふうに思いますが、どのように思われますか。

○子育て支援課長

確かに地域性ということも、申請の中には記載されておりました。ただ、ここの保育所につ

きましては、以前より保育士不足というところが一番大きな点でありましたので、そういったところで、市のほうは判断しております。また、先ほど言われておりますのは、恐らく送迎ステーションに関する事じゃないかなというふうには考えております。こちらにつきましても、市のほうでいろいろ以前、検討した経緯がございます。その際、今の現状では車での送迎が多いような状況であること。また、この事業を実施するに当たりましては、保育士がまた別に必要であること。そういったことを勘案しまして、実施には至っていないような状況ではございます。

○兼本委員

では、それにかわる、何かお考えなんですか。

○子育て支援課長

以前から申し上げているんですけども、保育士の確保、こちらについても一人でも多く確保するため、就職説明会等を実施しまして、その法人だけではなく、全ての法人なんですけれども、一人でも多く確保していただくように努めていっているような状況ではございます。

○兼本委員

課長の今の答弁でいきますと、今までずっとあるもので、何とか待機児童を解消していこうということでお考えだと思うんですね。だけども現にこうやって、利用者が少ない、保育士が少ないということで、定員減になっている園もあるわけなんですよ。そうすると、今飯塚市が行っている施策で本当に大丈夫なのか、もっとつけ加えてやらなくてはいけないのかと言ったようなことは、考えられていませんか。それとも、このままでいいと思われていますでしょうか。

○子育て支援課長

このままでいいというふうには思っておりません。ほかに何かできるのかということも、課内のほうでいろいろ検討しているような状況ではございますが、まだそれが実施には至っていないような状況でございます。

○兼本委員

国の支援パッケージの中にも広域的保育園等の利用事業の積極的な活用促進というような事業があると思います。待機児童も123名、1月1日現在でいらっしゃるわけでしょう。100名で新しい新規の保育所、それから認定こども園になって、60名ふえる保育所、合計160名ふえるのも、2年後でしょう。2年後になるわけでしょう。今の現状のままでこれなかなか難しい、これも難しいと言われていて、飯塚市は、今出生率1.75と言われているじゃないですか。そして前回の総合計画でしたか、1.75を基準に考えていらっしゃるということでしたけれども、これでは、もう子どもがいると大変だということ、なかなかその子育てが大変ということになって、市民の皆さんが、子どもを生むのをやめようというような方向性になってしまうのではないかと。そしてもしくはほかのものと、ほかの自治体の、こちらのほうが住みやすいから、こっちに住もうということ、転居される方は出てくるのではないかと。そういうふうには思いますが、もっと幅広く、事業を考えていただきたいと思っておりますけれども、そういうお考えはありませんでしょうか。

○子育て支援課長

確かに今言われるように現在待機児童も、入所できていない児童123人います。1人でも多く入所できないかということで、内部でも検討いたしまして、例えば公立保育所で保育室の配置がえ等を行いまして、来年度から菰田保育所と庄内こども園の一部、例えば遊戯室の一部活用をしたり、そういったことで、ゼロ、1、2歳の受け入れ枠を少しでも多くしようというふうな検討は、現在行っておる状況でございます。

○兼本委員

それは、ぜひ広げていただければと思います。ただ保育士も不足していると先ほど言われて

いたじゃないですか。今回も保育士不足で、定員が入れないという園もありましたよね。しかし、その今回の来年度16人でしたっけ。新しく、新規の採用の方というのが何人でしたか。

○子育て支援課長

修学資金貸付金の卒業者は来年度14名を予定しております。

○兼本委員

14名ふえるということですがけれども、全体的に14名、飯塚市の保育さんがふえるというふうに考えてよろしいんですか。

○子育て支援課長

これはあくまでも修学資金を貸し付けている方のみでございます。来年度、現時点での保育士就職予定者、私立保育所の就職予定者につきましては、全部で大体40名ほど内定、就職が決まっております。これは今現在の予定ですがけれども、各園調査すると40名の就職予定ということで報告が上がっておりますので、その分はふえているような状況でございます。

○兼本委員

そういうと保育士さんが40名ふえると、もう40名ふえるということで考えていいんですか。それともその中で、おやめになられる方等もいらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長

退職者につきましては、今年度の退職者37名いらっしゃいます。今年度、採用された方が54名、採用は全部で54名いらっしゃいます。今年度退職が37名おるんですけれども、4月1日採用、現時点で決まっている方は40名ということできております。

○兼本委員

昨年37名の退職者がいらっしゃったということで16名、昨年は保育士さんがふえたということですよ。ことしは40名就職予定ということですが、やっぱりおやめになられる方も同じぐらい37名近くおやめになられるようなふうに、市としては予定されていらっしゃいますか。

○子育て支援課長

退職者につきましては全園で37名、各園大体1名ちょっとはやめている、平均してになるんですけれども。この事業が始まって確かに通常退職された方もいらっしゃいます。さまざまな理由で退職されている方もいらっしゃいますが、確実にふえている。今年度54名の採用が出ております。来年度は4月の段階でも40名の採用が決まっております。そういったことで市が行っております貸付金事業と緊急支援事業、こちらのほうは5年間、勤務条件等もございまして、そういったことで保育士はふえていっているのではないかというふうには考えております。

○兼本委員

確かに54名ということは、各保育園もそうですし、市もそうなんだろうが努力された結果だと思えます。しかし37名やめられて、ことしも例えば各園1名ずつ例えばやめられるということになると、結局そんなに余り、残念ながらちょっとふえてこないような傾向になるのではないかと思うんですね。やめられる方、例えば、もうどうしてもやめなくちゃいけないという方は別にして、どういった理由でやめられるのかというようなことも、例えばそれによっては、やめなくても済むような対応もできるのではないかというふうに思うんですけれども、そういう調査というのは、市のほうでできないのでしょうか。

○子育て支援課長

退職理由につきましては、さまざまな理由がございます。先ほど言われましたように、転出であったり、結婚であったり、また、多くは一身上の都合だったりとか言って、さまざまな理由がございます。その深いところまで、調査というのは難しいのではないかというふうに考えております。

○兼本委員

ただ実際に園任せにしているとその政策の打ちようがないんじゃないかなと思うんですよね。そのあたり、先ほどの話じゃないんですけど、実質市町村に申請するときでも、市町村がどのように対応するかによって、話が変わってくるわけじゃないですか。例えば今回は意見書を書いたということでしたけれども、減らすまでにちょっと待ってくれと、定員減をするためにちょっと待ってくださいと、飯塚市でこういうことをやって、定員を確保しますんでといったことも、できたんじゃないかなというふうに思うわけなんですよ。今待機児童の現状、123名いらっしゃる。令和2年4月に入園される方も全員は入れるかどうか分からない状況なんですよ。ということは、また待機児童となられる方が出てくることも考えられるわけですよ。であるならば、そして保育士が不足しているんだということであるならば、保育士の方が、やめなくてもいいような状況をつくることというのも必要じゃないかと思いますが、それについては、どのように思われますか。

○子育て支援課長

先ほども申し上げましたけれども、退職理由としては、さまざまな理由がございますので、できる限り、うちのほうでも貸付金を受けている方にも、退職されている方もいらっしゃいます。そういった時には、その方についてはどういった理由というのをちょっと聞きながら、対策を考える必要があるのかなというふうには考えております。

○兼本委員

もうちょっと明確に問題点を把握していただいて、できれば課題を解消できるような方向に持って行っていただきたいと思います。そのためにももう少し飯塚市が、私は介入といいますか、いろいろな情報を共有すると言ったようなことが必要ではないかと思うんですけれども、これからそういうふうな形でもっと園の状況等、こういう今飯塚市の私立保育所はこういう状況なんだというようなものがわかるような、事務手続といいますか、行っていただきたいと思うんですけれども、できませんでしょうか。

○子育て支援課長

繰り返しになるんですけれども、市のほうで管理している貸付金、そういったところを借りている方、そういったところの状況も確認しながら、内部で検討していきたいというふうに考えています。

○兼本委員

しないということですね。これ以上はしませんよということなんですか。

○子育て支援課長

いや、そういう意味ではございません。

○兼本委員

では、貸付金をする事業によって、保育士がこれだけふえたんだと。貸付金という話が出ましたけど、貸付金で対応できるということなんですか。

○子育て支援課長

貸付金はさまざまな条件がございます。例えば生活資金ですと市内要件もしくは新卒者というような条件もございますので、それだけでは保育士確保については対応できないということでは考えております。確保の方策としまして、昨年5月から市のほうに潜在保育士の相談窓口というのも開設しております。この相談窓口がまだまだ周知不足かなということで、周知を図るために昨年の11月より穂波イオン、そういったところでイベントがある際にチラシを配布したりして、潜在保育士の相談窓口のPRを行っております。数名ですがそのチラシを見た方が相談にも来庁されております。5月から1月までの相談受付状況としましては、窓口相談が26件、電話受付が9件ございます。そのうち市内の保育施設の就職につながった方、企業主導型を含めまして9名ございます。来年度就職予定、その方も5名いますので、そういった事

業を少しずつでございますが、広げながら対応していきたいというふうには考えております。

○兼本委員

そういった努力もされてあるということは大変なことだろうとは思っておりますよ。ただ結局、例えばゼロ歳児から2歳児までの保育園だったら働けけれども、それ以外だったら働きたくないとかいうような、いろんな潜在保育士さんもいらっしゃると思うんですね。そういった部分を踏まえると、何が問題なのかというと、多分やっぱり業務の負担が重いからじゃないのかなというふうに思うんですよ、保育士さんのね。そのためにも、もっともっと潜在保育士さんが入れるように、市のほうで例えば保育士の業務負担軽減のための支援を行ったりしたらどうなのかなというふうに思いますけれども、そういったものはお考えはございませんか。

○子育て支援課長

保育業務以外の業務負担軽減といたしましては現在、飯塚市保育体制強化事業をこちらを実施しております。これは全ての園ではございませんけれども、数園ですが利用されているという状況でございます。

○兼本委員

それはどういった内容なんですか。

○子育て支援課長

例えば、保育業務以外、給食の配膳とか、寝具の片づけ、清掃等を行うような業務になっております。

○兼本委員

国の支援パッケージの中にも、業務負担軽減のための支援のICT化などがあるんじゃないかと思うんですけども、そういったものを利用するお考えはございますか。

○子育て支援課長

ICT化につきましては、たしか平成25年ぐらいに導入して、その事業を使ってICT化を進めて、実施した園はございます。

○兼本委員

それは、効率が上がったのでしょうか。

○子育て支援課長

導入することにより効率が上がったのではないかとというふうに考えております。

○兼本委員

であるならば、市としても、その全園でできるような体制づくり等をつくられたらどうなんでしょうか。

○子育て支援課長

その当時、そういった形で活用して導入しないかというPRは行っております。すみません。今正確に何施設が実施したかということまでは、ちょっと覚えていないんですけども、ほとんどの園がその事業によってICT化を導入をしているような状況ではございます。

○兼本委員

また、1園のみ希望の未利用児の方が、かなり多いじゃないですか。ここに関して、市としてはこの方達を早く保育所に入所させてあげるといようなお気持ちはあるのでしょうか。

○子育て支援課長

あいている園がある場合は、この1園のみの希望者についても、あいていますけどというお知らせはしております。入所調整は、そちらのほうでも行っておるような状況でございます。

○兼本委員

例えば1園だけというのは基本的に、現状としてはどういう方が、多くいらっしゃるんですか。どういった理由で1園だけということが多いんですか。

○子育て支援課長

園の方針等を確認してその園がいいという方、もしくは保護者自身はその園を卒業された方という方もいらっしゃいます。

○兼本委員

ちょっと確認なんですけど、そこに例えばもう定員がいっぱいで入れない場合というときには、その保護者の方は、仕事につけないということなんですか。それともこのままつけなくていいんだというふうにお考えなんですか。

○子育て支援課長

先ほども申しあげましたけれども、利用調整、ほかの園があいている状況でありました場合は、その園を紹介するような状況をとっております。

○兼本委員

それとするとほかの園を紹介するという答弁でいいんですか。

○子育て支援課長

他の園を紹介する。あいている園を紹介する。もしくはそれでも待ちますという方も中にはいらっしゃいます。

○兼本委員

保護者の方の意向は、その園の教育方針がいいんだと、もしくはその出身なのでそこがいいんだという方が多いわけでしょう。そこに、ここがあいているから、ここはどうですかという話で、はい、わかりましたと言ってもらえますか。

○子育て支援課長

そこにつきましては、保護者の方によると思います。

○兼本委員

それに対して市のほうは、保護者の考えによる、保護者によるのであれば、それでいいんだということで対応されているんですか。

○子育て支援課長

繰り返しになりますけれども、あいているところを紹介して、どうしてもそれでも待たれるという保護者につきましては、もう待っていただくような状況でしか対応はできないような状況でございます。

○兼本委員

そうすると、例えば今回の資料でいくと54名は指定のみということですよ。前はどのくらいでした。

○子育て支援課長

前は64名です。

○兼本委員

というと10名ほどの方は、そうするとちょっとそのあたり変わってきているところもあると思うんですけれども、何名かはほかのところでもいいですよという方がいらっしゃったと。パーセンテージでいくと、余り大きいパーセンテージじゃないですよ。例えばこれを50%ぐらいにしようとかいうような形で、こういう策を考えるとかいうことは、お考えではないんでしょうか。

○子育て支援課長

そういった保護者につきましても、希望園を広げていただき、第1希望だけでというのではなく、第1希望から第4希望までしていただいて、対応していくというふうには考えております。

○兼本委員

今課長言われました。私もそう思うんですよ、保護者へのやっぱり寄り添う支援というのをもっと必要ではないかと思うんですけれども、もっと大変だと思います。思いますけれども、

この待機児童解消するために、その保護者への寄り添う支援をもう少し考えられたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

○子育て支援課長

質問委員が言われるように未利用児童、この解消につきましては、課全体で考えております。市としましてもこのまま入所ができないでいる児童がおる以上、どういった形で、1人でも多く入所できないかというふうには考えておりますので、公私立合わせたところで、1人でも多く、希望園に入所できるように、どういった形でいいかというふうなことを含めまして、努力しているような状況ではございます。

○兼本委員

確かに努力されているのはわかるんですけど、今のその数字の現状とかを見ると、いろいろと問題点が具体的に出てくるんじゃないかと思うんです。今やっている支援だけではなくて、もっとこういったものやっつけていけば、もっと解決ができるんじゃないかというふうには考えられるようなこともあるんだと思います。まだ2年間、160名ふえるまで2年間あるわけですよ。この間は、今の現状のままなのかというところとそうじゃだめだと思っています。この飯塚市の子育て支援をやはり充実させるためにももっといろんな方向から、大変かもしれませんが、もう少しちょっといろんな方向から、こうやったらいいんじゃないかというようなことを考えていただければと思いますが、どうでしょう、考えていただけませんか。

○子育て支援課長

受け入れについては日ごろから担当者を含めて、市内の保育所だけでは難しい場合は、広域に広げたところで検討しておりますので、内部では引き続き検討していきたいというふうには考えております。

○兼本委員

考えることはしないということですかね。何かもうちょっと、広域もわかりますよ。ただその先ほどからの問題点とちょっとそこは外れるんじゃないかと思うんですよね。飯塚市でも、利用枠は残っているわけでしょう、現に。広域で考えられているわけでしょう。だから、もっと問題点が違うんじゃないかと思うんです。解消するための、政策というのは、こうやったらこうできるんじゃないかというのは、やはり先ほどからの保育士が、何でやめるのかとか、例えばそういった問題を、やっぱり分析していかないといけないことも必要ではないかと思えますし、指定園のみの方も、もっと寄り添ってお話しすれば、ほかの園、どの園も内容的には変わらないわけでしょう。それは自信を持って市のほうとして言えるということも何回か私も聞いていますけれども、であるならば、ほかのところも、どんどん進めていただくこともできるんじゃないかと思っています。そのためには、どうしたらいいのかというようなことを例えばもっと情報を公開するとか、ここの園は、こういうこともやっているんですよとか。園に行くときに、保護者の皆さんも忙しいわけですよ。全部の園を回られる方がいらっしゃいますか。多分いらっしゃらないと思うんですよ。お仕事されているわけですし、だからそういう人のための情報も、もっともっと利用者の方々のためにオープンにしていくということも必要ではないかと思えますし、そういったことをもっと取り組んでいただきたいなというふうに思っているんですけども、そういうふうにもう少しやはりちょっと利用者の事情を、分析していただいて、こういう状況なんですよというようなものを、私たちにもちょっと出していきたいなというふうに思っているんですけども、そういうのがちょっと、できれば早急にしていただければと思いますがいかがでしょうか。

○子育て支援課長

先ほどの情報の発信なんですけれども、現在公私立保育所の概要を写真つきでまとめたものを作成しております。まだ完成はしていないんですけども、各園写真を入れて、どういったところであって、どういった状況かというのを含めたところで、今作成しておりますので、完

成すればそれをまたお示ししたいというふうには考えております。

○兼本委員

今お考えだということですので、何度も言いますけど、いろんな方向性からちょっといろいろな状況を把握していただいて、もう少し支援策を考えていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

17ページの認可外保育施設についてお尋ねいたします。こちらはよく言われる企業主導型も含めての認可外保育施設だと思いますが、これについてのどんな施設があるかという内容がこの資料だけではわかりませんが、何かほかに資料があるか教えてください。

○子育て支援課長

認可外保育施設につきましては、特段、市で作成した資料と申しますと「子育てガイドブック」、毎年更新しているんですけども、そちらのほうに情報を載せております。それと保護者が、窓口に来庁された方に対しましては各園のパンフレット、あとそういった認可外保育施設という地図をつけて、どこにあるかというところの概要を載せたチラシをつくっておりますので、そちらのほうを配付しているような状況でございます。

○金子委員

私もその子育てガイドブックを見せてもらって——。母子手帳配付時に配られるものだと思うんですけど、違いますかね。

○子育て支援課長

子育てガイドブックは、赤ちゃんすくすく元気訪問のときにお配りしておるような状況です。あと課にもありますので、来庁された方とかには、配布しております。

○金子委員

この認可外保育施設、大変よく頑張っている施設だと私は思います。数的には全体で219名で、そうすると、保育施設を利用している5232人の内だと219人なんですね。だけどもよく見てみると、ゼロ歳児は26.7%の利用率のうちの4.1%ということは、5人に1人がこの認可外保育施設を利用しているということだと思っておりますが、私の見方で間違いがあるかどうか教えてください。

○子育て支援課長

認可外保育施設につきましては、現在市内に20カ所あります。そのうち、企業主導型保育施設というのが10施設ございます。そのほとんどがゼロ歳から2歳までの受け入れになっていきますので、その関係でゼロ、1、2歳が多いような状況でございます。

○金子委員

私が見ているこの数字の見方は、約5人に1人がこの認可外保育施設を使っているということと間違いはないですかという質問です。

○子育て支援課長

全体で474人中72人が認可外ということで——。ただ、すみません、市外の認可外に入られている方については、市のほうに届け出がない方については、ちょっと把握はできていない状況でございます。

○金子委員

恐らく私を含めて、ここにいる委員たちは、この認可外保育施設というのが、20施設と言われても、また10施設と言われても、はっきりとした数とか、イメージがわからないので、もしよかったら資料を出していただくことは、子育てガイドブックを出していただくことはできますでしょうか。

○子育て支援課長

子育てガイドブックを配付させていただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねします。ただいま金子委員から要求がっております資料は提出できますか。

○子育て支援課長

はい、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

○金子委員

では、この子育てガイドブックの中でこの認可外保育施設について書かれているページをお知らせください。

○子育て支援課長

子育てガイドブック、こちらの33ページになります。この情報は、これが今年度の4月発行しております、データとしましては、昨年の2月のデータになります。それ以降に開設された企業主導型については、これにはちょっと掲載されておられません。

○金子委員

この33ページの届け出保育施設の内容を見ていきますと、保育の時間等がかなりまちまちというか、公立、私立保育園より、長い時間されていると思うんですね。早いところでは6時半。くぬぎ保育園等は6時半から21時までやっているということですし、備考の欄をよく見ると、週3回保育とか、一時預かり、半日預かり、延長保育、休日保育、幼児保育等があります。こういう情報を私たちもきちんと知るべきではないかと思います。例えば、こちらの資料の中に載せて、毎回配っていただく資料では、公立保育園と私立保育園、また幼稚園、こども園のみになっておまして、こちらの届け出保育施設については全く記載がないので、こちらの記載を、どのくらい子どもたちが利用しているかとか、またこちらを希望している子どもたちについて、知ることは可能でしょうか。

○子育て支援課長

入所児童につきましては、把握はできるんですけども、こちらの園を希望されている方につきましては、申しわけないですが、そこまでの把握はできておりません。

○金子委員

そこが大変ネックというか、私としては、怖いというか、その質の担保というところでも怖いと思うんですが、ゼロ歳児の待機児童が、先ほどの資料によりますと、例えばゼロ歳児の児童数が80名の未利用で、指定園のみが28名、待機児童が11名となっておりますが、実際、こちらの無認可と言われるところに知らずに、いつの間にか入っているという状況になっていくと思うんですね。そういう、私のとり方で合っているかどうか、教えてください。

○子育て支援課長

届け出保育施設については、各園での申し込みになりますので、その際、市のほうに届け出する必要はございませんので、市のほうとしては、現況届を年に数回、未利用児童の保護者に対しては送っているような状況でございます。そこで状況を確認しております。そこでの把握

にはなるかなというふうに思います。

○金子委員

そうなると、はっきりとした待機児童の数ではないと思うんですね。いつの間にか入ってしまっているという状況だし、もしこの認可外保育施設というところがなければ、この219名は、公立、私立保育園、もしくはこども園等に入るところだったけれども、たまたま本当にたまたま認可外保育施設ができたから、ここに入れたということになっていると思うんですが、それを市が把握できないというところが、大変怖いというふうに思うんですが、この子どもたちの状況というのは、全くその把握できないということなんですよ。

○子育て支援課長

認可外につきましても、年1回監査がっております。県監査が、年1回必ずあっておりますので、それには同行して確認しております。また、今年度になりまして、昨年12月に認可外保育所を市の保育課長補佐と保育主事で各園に回っていただきまして、状況を把握しているような状況です。

○金子委員

また、この認可外というところが、どのくらいの量でふえるかわかりますか。

○子育て支援課長

認可外につきましては、今年度に入り急速にふえており、企業主導型保育施設、こちらのほうは、ことしに入っても、たしか5カ所ほど年内にふえております。こちらは直接内閣府のほうに申請がありまして、市はでき上がった後に届け出しかできませんので、どこに建っているかというのは、もう法人さんが市のほうに、例えばここに建てますというような、情報をいただければ、把握はできるんですけども、それ以外だとなかなか建った後じゃないと把握はできないような状況ではなっておりますので、今後どれくらいふえるかというのは、正直、想像ができておりません。

○金子委員

つまり私たちが把握できるのは、認可外保育以外の公立、私立保育所とこども園の子どもの数ということですよ。ということは、来年とか、再来年は見込みと言っているけれども、例えばそれが認可外保育園がどんどんできると、ある意味、これは必要なくなるということも考えられるということですか。

○子育て支援課長

今現状の数でしか、これから先、先ほど申しましたけれども、認可外が、企業主導型がどのくらいふえるかというのは、はっきりわかりません。ことしだけでも5施設、6施設、新たにできているような状況ですので、今後建てたときは、現状の数字でいっているような状況でございます。

○金子委員

内閣府に直接ということで把握しにくいという現状があること私もわかりますが、また利用者、子どもたちを持っている保護者からするとたくさん利用できるというのは、いいことだと思いますが、それを市が把握できない状況にあるというところが、私は大変やっぱり怖いことだし、内容も結局年に1回のみ県の把握というところで、私は怖いと思っています。また保育士の資格や働く状況について、もしわかっていることがあったら教えてください。

○子育て支援課長

企業主導型であった場合は、保育に従事される方、必要保育士数というのは、全員が全員、保育士じゃなくてもいいという条件はございます。この企業主導型この10施設なんですけれども、その中ではほぼ保育士で運営しているような状況ではございます。全体で保育士が70名、看護師が14名、支援員は4名で運営されておりますので、ほぼ保育士で運営されているような施設が多いような状況でございます。

○金子委員

もう一度数を教えてください。

○子育て支援課長

今、20施設のうち企業主導型保育施設、10施設について、保育士数というのが70人、看護師が14人、支援員が4人で運営しているような状況ではございます。

○金子委員

今は保育士が70名で看護師が14名で、支援員というのは保育士や看護師の免許を持っていない方ということですね。ありがとうございます。利用する側からすると大変便利だと思うんですが、保育所というのは、保護者の報酬によって区分されると思うんですが、この認可外保育施設の保育料はどのようになっているのか教えてください。

○子育て支援課長

利用料はまちまちでございます。高いところで、月額4万円ほどから安いところで2万円ほど、園によってさまざま金額が分かれております。

○金子委員

このお金というのは、公立保育園や市が管理している負担から比べて、その4万円というのはどうですか。高いんですか、安いんですか。

○子育て支援課長

市の場合は所得に応じての金額になっておりますので、高いか安いかというと、判断が難しいような状況であります。

○金子委員

聞き方がまずかったです。この企業主導型は一律幾らなんですか、それとも報酬によって違ってくるのか、その辺がわかったら教えてください。

○子育て支援課長

一律で金額設定がされております。

○金子委員

ということは、市が管理している公立、私立保育園に、もし行くなら高い保育料を払わなければならなかったけど、たまたま企業主導型があいているから、こっちだったら自分が払うより安いという可能性もあるということでしょうか。

○子育て支援課長

そういう状況もございます。

○金子委員

ということは、高い報酬をいただいている方は、公立保育所ではなく、この企業主導型に流れることもある、そして保育の内容も見てみたら病児保育もある、延長保育もある、休日保育もあるとなると、こちらの園を利用しようというふうには流れるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○子育て支援課長

こういった施設を希望される方もいらっしゃいます。

○金子委員

今は、企業主導型認可外保育施設というのは、全体のうち3%で、今は少ないかもしれないんですが、これがどのくらい伸びるかわからない状況、そしてまたサービスは公立や飯塚市が把握しているこども園やほかの保育園、幼稚園のサービスよりいいとなる、そしてまたこちらに行くよりも安い保育料で見ただけのとなれば、こちらを利用する保護者は多くなるということですね。それはいいことではあるとは思いますが、そうなったときに今ある保育所の状況はどうなのかなど。もっと休日保育を望む方とか、延長保育を望む方とかいらっしゃる、ある意味競合していくことになるのではないかと思います。そう言ったことの考えという

か、どういうふうに競合していくかというか、そういう心配というか、考えられたことありますか。

○子育て支援課長

今、サービスという点で言われているかと思うんですけれども、今現状で市が考えていますことは、今、待機児童が発生しているような状況でございます。それを受けて入れない方が認可外にも行っているような中、サービスが充実すれば、認可外を希望されている方がふえてくるんじゃないかというふうな心配があるということですのでよろしいでしょうか。それにつきまして、保護者の考え方はさまざま、先ほどありますけど、さまざまでございます。例えば、企業主導型はゼロ歳から2歳までしか受け入れない施設も多うございます。また園庭がないところが数施設ございますけれども、そういったところで3歳からは、認可保育所また幼稚園に移るというような考えの保護者もいらっしゃいますので、ここがふえたからというふうな形では、市としてはちょっと考えにくいところではございます。

○金子委員

私は一番心配しているのが子どもたちの保育の質、一番そこが私は気になっていて、この無認可というところは、やはり見えにくいし、ゼロから2歳までで、本当に私も何軒か見ましたが小さなお部屋で本当にこじんまりやっていると、それが大変ありがたい面ではあります。園庭がない、子どもたちが歩けないから、それでいいということではないのではないかなと思ったりします。そこのだんだん認可外がふえていくことで、この保育行政というところを、考え合わせないと、私たちも知らないところでどんどん数がふえていき、またその保育の質等が検討されなままなっていくところを私は心配しておりますので、どうぞご検討ください。また続きまして、この資料なんですけど、保育は量と質の問題だと思っています。この資料を見せていただく限りでは、今まで3回ぐらい見せていただきましたが、量の変化は大変細かくわかります。残念ながら先ほど私が申しました認可外保育に関してのその量については、かなり不透明だと思うので、そこを明らかにしていく必要が私はあると思っていますが、量に関しては大変細かい、恐らくそれぞれの保育園、幼稚園がこれだけの数を毎回上げられていくというのは大変なことだろうと思います。でも、残念ながら私の保育行政というのは、保育の量と質だと思うんですよね。先ほど同僚委員が質問されていましたが、何で指定園のみにするかというのは、一つは、やっぱりその園の質にこだわっている方もいらっしゃると思うんですよね。飯塚市の全ての保育園の質がわかるような資料を私は今後提示していただきたいなと思っていますが、その質がわかるような資料というのは提示することは、きょうでなくてもいいんですけど、可能でしょうか。

○子育て支援課長

今の質問、質をどういうふうに表現したらということになるかとは思いますが、各園の質がどうなっているかというような表現というのは非常に難しいような状況でございます。それを資料となると、今すぐちょっとはい、わかりましたと申しわけないんですけど、ここで即答ができないような状況でありますので、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

○金子委員

質というのは資料を出すのは大変だと思うし、また資料を作成するのも大変かと思っています。私が考えたのは例えば、どんな研修をしているのかとか、一番気をつけていることとか、何かそういうこととかを書いていただくだけでも、その園の質とかが、わかるんじゃないかなと思うんです、研修内容とかですね。それは可能でしょうか。また公立保育所とか、保育連盟等で研修をされているというふうにお聞きしておりますが、そのような資料を提示することは可能でしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:31

再 開 11:32

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

すみません、全体でどういった研修されているかというようなことはわかりますが、個別にというのはちょっといろいろ資料もあるかもしれませんが、ちょっとこの分については内部で検討させていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

ちょっと長くなっていますので、簡潔に質問したいと思います。ことしの1月6日に、飯塚市議会議長宛てに飯塚市私立保育協会のほうから「保育所における食材料費（副食費）の無償化についての要望書」が提出されておりますが、この内容につきましては把握させておりますでしょうか。

○子育て支援課長

要望書につきましては、以前説明を受けておりますが、実際に市のほうに提出はまだ行われておりませんので、すみません、詳細につきましては控えさせていただきます。

○永末委員

食材料費（副食費）の無償化についての要望になるんですけど、この部分についてまだ要望のほうは把握されていないということですのでけれども、この内容について市として検討されたことはございますでしょうか。

○子育て支援課長

無償化の実施の際には検討はしております。

○永末委員

その検討の簡単な形でいいですので、経緯とか、どういうふうな現状で市として、現時点でどのような結論に達しておるのか、お示しいたしますか。

○子育て支援課長

他市の状況を調査しながら検討していくというような状況でございます。

○永末委員

やる、やらないとかという結論はまだ出していない。今現時点でまだ検討している。やるかもしれないし、やらないかもしれないというふうな、お考えということでよろしいのでしょうか。

○福祉部長

ただいまのご質問の件でございますけど、内容が副食費の公費負担というところでございます。それにつきましては実際に近隣の自治体でも、実施しているところがございましたので、当然、飯塚市としても、そういった方策も一つあるのではないかと考えておりました。そうしましたときに、当然ある程度想定をいたしますが、それにしましたときの費用、単費でどのくらいその事業費が必要かという検討等を行いました。結果的に仮にそれを実施するとしますと、必ずそれだけの金額が億近い、億を超えるかもしれないという金額になりますが、それは毎年必ず単費として負担になります。そういったときに、今その要望もそうでしょうけど、それぞれそれを実施されてあるところは、子育て支援策の一環として、一つとして、実施をされてあるというふうにご覧いただいておりますので、飯塚市としての子育て支援策として、まずそれを今やらなくちゃいけないのかどうか、その優先順位といいますか、それだけではなくて飯塚市としての、それ以外の喫緊の課題も含めまして、その中で今それに取り組むべきもの

かどうかという判断を当然やらしていただいた上で、現在は見送っているところでございます。

○永末委員

要望書を公式には見られていないということですが、ちょっと内容を少し読みますけど、「財源については、これまで市が行ってきた保育料減免分を充てるなど、子育て世代の負担軽減のための予算を継続して配分していただき」というふうな文言があるんですけれども、今、部長のほうからもありましたけど、やはりその予算の部分をどう確保していくのか、子育て支援の分をこちらに充てるべきなのか、別のところに充てるべきなのかというところで、というふうな答弁がありましたけれども、やはり予算面が当然何でもそうですけど、ひっかかってくるというんですか、検討課題になっておるということでよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長

今、保育料の減免分を充てるということでありましたけれども、市の保育料は、今の国基準の保育料に比べて平均して大体2割ほど低く設定しております。その無償化になることで、この分が全ての負担がなくなるというわけではなく、この分の利用者負担額、これが今まで保護者が負担していた分を国2分の1、県と市で4分の1負担するということで、負担増というところもふえております。確かに今年度に至っては、その分は、国が負担することによって補てんされていますけれども、来年度から市の負担ということになっておりますので、その分を充てるというよりも、その分が増額になっているような状況でございます。

○永末委員

正直ちょっと制度自体も、昨年10月に大きく変わりました、国とか県とかのお金の流れでありますとか、市の負担の分とかちょっと正直、口頭で聞いても、なかなかわかりにくい部分ではありますので、次回の委員会まで構いませんので、そういった部分をちょっと図式化といいますか、わかるような形で提示していただいて、審議を深めていければなと思うんですけれども、そういった資料の提出、ご検討いただきますでしょうか。

○子育て支援課長

基本的な考え方ということで、資料を提出させていただきたいと考えております。ちょっとどういった形でというのをまた、わかりやすくしたものを作成しまして、提示したいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

先ほどの兼本委員のご質問の中でちょっと思いましたが、先ほど施設の定員減について、飯塚市が意見書を県のほうに、当該団体を通じて県のほうに出したということで、それに対しては、ちょっと確認の意味も含めてなんですけど、それは認めてもらっては困るというような内容で意見書は出されたという認識でよろしいんですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○吉田委員

それでは、飯塚市はそういう形で認めないよという形だったんですけど、県のほうが認めてしまったということで、それは正しい認識ですか。

○子育て支援課長

確かに今、おっしゃるように市は、定員減をしたら待機児童が発生している状況で認めることはできないというふうな形でしておりますが、県のほうで、それで認可がおりたような状況でございます。

○吉田委員

それは、どの程度のその認可がおりたという、事後での話なんですけど、そのおきる前への

いきさつとか、どういう交渉をしたというところを、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○子育て支援課長

それは県との交渉というようなことですか。県とは12月に意見書を出したあとに、その後県のほうから3月に届け出を受理しましたということで、その後、市のほうから、市は認めていない、何で認めたんですかという、その後の交渉にはなります。その間のというのは、ちょっと市と県との交渉は特にございませでした。

○吉田委員

県のほうが通知をもとに決定したということで、それまでは動けなかったという形ですよ。その定員減を認められた日にちというのが、今3月末の決定ということだったんですけど、これは4月からの分という認識でいいんですかね。年度が変わってですかね。

○子育て支援課長

平成31年4月からの変更ということでございます。

○吉田委員

そしたら、3ページの資料があるんですけど、これは、私立保育所の一覧で22園あるんですけど、この園の中でどこになるか、もう1回、前の委員会でも話があったんですけど、ちょっと確認したいと思いますのでよろしいですか。

○子育て支援課長

たけのこ保育園、つはらたんぼぼ保育園でございます。

○吉田委員

たけのこさんとつはらさん、たけのこさんが14番の園とつはらさんが19番ということなんです。先ほどもこれ質問があっただけで、たけのこさんとつはらさんについては、減をしたということなんで、この数字はもう当然その利用定員というのは平成31年4月からの分が反映されて、この表はつくられているんですよ、それでよろしいですか。

○子育て支援課長

はい、反映した定員となっております。

○吉田委員

そしたら、やはりこの一覧を見ても思うんですけど、これは今2園、たけのこさんとつはらさんという方たちなんですけど、これは別々の運営でやられているんですか、それとも例えば同じ法人でやられていたりということもあるんですかね。

○子育て支援課長

これは、同一法人でございます。

○吉田委員

そしたら、たけのこ、つはらさんが同一法人ということでしたけど、その他もこの法人が運営されている保育所というのがあるんでしょうか、そこら辺がわかれば。

○子育て支援課長

はい、ほかにもございます。

○吉田委員

すみません、教えてください。

○子育て支援課長

13番のなのはな保育園と22番のあいだつくしんぼ保育になります。

○吉田委員

13番のなのはなさん、次に14番のたけのこさん、19番のつはらさん、22番のあいださん、この4園が同一法人ということなんですけど、ちょっと気にかかるのが同じく3ページなんですけど、この中でなのはなさん、たけのこさん、あいだつくしんぼさん、運営法人の

4つの中で3つが保育士不足という記載がゼロ歳児のところにあります。この点について認識は、ありますか。

○子育て支援課長

保育士不足で受け入れられない状態が続いている状況は確認しております。

○吉田委員

先ほどの質疑の中で、保育士さんのやめた人数が前年度で37名という答弁があってました。この37名については、各個人の個々の理由により、その助成金を受けていてもやめられたということなんですけど、やはりこういうところの37名という方がおられるんですけど、その37名の方がまさか4園の中に集中しているという可能性とか、実態の把握までは、少なからずされていると思うんですけど、その辺はどうですか。

○子育て支援課長

その園に集中しているというわけではございません。

○吉田委員

それなら構いませんけど、保育士不足というところが、やっぱり対象法人が4園を運営されている中で、やっぱり3施設が保育士不足という形で受け入れができない。今回に関しては平成31年度4月については、飯塚市のほうが意見書を出したにもかかわらず、県が認めなかったということにもありますけど、やはり飯塚市としてできることと言え、この保育士不足のところの園の実態とやめた方の聞き取りあたりも必要だと思うんですけど、その辺の認識はいかがでしょうか。

○子育て支援課長

すみません。先ほどの答弁の繰り返しになるんですけども、やめた理由につきましてはさまざまございます。転居であったりとか、結婚されたりとか、そういった一身上の都合だったりとかいう理由はさまざまございますので、貸付金を受けている方については、把握は可能なんですけど、それ以外については、どういった形でというのは、ちょっと検討していく必要があるかなというふうに考えております。

○吉田委員

やはり、この保育士不足によって受け入れができないということは、定員枠があっても定員以上に入れているところもあるわけですよ。だから、これはしっかりとやらなくてはいけないと思いますが、やらないんでしょうか。もう一度いいですか。

○子育て支援課長

保育士確保について、さまざまな検討をしていきたいというふうには考えております。

○吉田委員

確保の検討は、ごもっともなんですけど、やめられた方の理由、一身上の都合とか、ご結婚とか、ご出産あたりでやめられた方も当然おられると思います。ただし、職場でのトラブルまた金銭的なものということであれば、改善できる点もあるということで、この委員会の委員も言っていたはずなんですけど、はずという言葉でちょっと理解してもらったら、ちょっと難しい面があるんですけど、私はそのように考えるんですよ。だからそこら辺について、やはり聞き取り調査ないし何らかの形で追跡を行っていただきたいということなんですけど、その面はやっぱりできないんでしょうか、いかがですか。

○子育て支援課長

そういった点につきましては、私立保育協会もございますので、そういったところも含めたところで協議していきたいというふうには考えています。

○吉田委員

それは保育協会のほうに投げかけて返事待ちということなんですかね。各園のほうから退職者が出た場合については、報告等は挙がっているんでしょうか、挙がっていないんでしょうか。

その設置人員の基準があるじゃないですか。それに応じて定員枠というのがあるわけですから、そこが保育士がいなくなることによって、受け入れができないという形になると思うんで、また不足しているところについての補充あたりも、各法人は努力はされていると思うんですけど、その方の補充とかその辺に関して、飯塚市に対して定員枠があるのに、保育士が欠員になりましたので受け入れできませんというのが、書面で出されているのか、口頭で出されているのか、その辺についてはいかがですか。

○子育て支援課長

すみません。先ほどの保育協会と申しましたのが協会の協力がなくてそういった調査もできませんのでちょっと協議したいということでちょっと申し上げさせていただきました。それとその後につきましては、やめられた場合の報告というのは、特に法人ごとの退職者の理由とかいう報告については、現在は特段求めてはいないような状況でございます。

○吉田委員

すみません、ちょっと踏み込ませていただきます。退職者が出た場合についての報告は特段あっていないということなんですけど、現状で園については受け入れしているお子さんがおられるわけなんですけど、設置基準人員が足りないでも運営はできるんですか。そこらについてはいかがですか。

○子育て支援課長

退職される場合は、基準を満たした中での退職というふうに考えております。毎月入所する際は、その保育士の配置を含めたところで受け入れが可能かどうかまでを監視していただきまして、受け入れをしていただいているような状況でございます。

○吉田委員

すみません、ちょっと説明の仕方が悪かったかもしれません。今現状で運営されているところで保育士さんが1人やめますという形でやめられたと。受け持ちのところのお子さんというのはおられるわけじゃないですか。その中で、例えば3ページの資料によると1番上でいきましょう。明星保育園について入所定数が20名だということで――。これより、2番目のあじさいでいきます。ゼロ歳児入所定員が15名で入所児童が15名、100%のゼロ歳児についてはこういう形なんですけど、この中でのゼロ歳児対象の保育士さんがやめられた場合について、途中でやめられた場合は、どうなるのかということをお伺いしているんですけど。

○子育て支援課長

恐らくさまざまだと思うんですけども、入所児童数を受け入れ可能な職員を配置していただいているというような形で把握しております。ですから途中で退職される場合、であっても、その後退職された後の数で保育可能な人数は確保できているというふうには考えております。私立保育所は主任とか、そういった加配対象の職員がいますので、そちらの分を充てて保育を行っているような状況であります。

○吉田委員

それでは、保育の実際に、お子さんに携わっていない保育士の方が応援に入るということですよ。それは理解できました。しつこいようですが、先ほど言いましたように、保育さんがやめられる。ここら辺の理由については、やはりしっかりと検討しておかないと、現場のところで1人やめられた、2人やめられたであるならば、ほかの園内におられる法人の保育士さんあたりが応援に回られると思うんですけど、何か問題があってその施設の運営とか、給料体系とか、いろんな形でやっぱり全国的にも問題になっていますけど、一気にやめてしまうとか、5人やめるとかいう体制ができる可能性もあるんですよ。そこら辺のところの意見を踏まえて、しっかりと調査してくださいよというお願いを私はさせていただいています。これはできないことでしょうか、検討するだけでしょうか。保育協会に当然話を持っていかなくてはいけないと思いますけど、当然職員の不在のところに、やめられたところに対応するというようなことな

んですけど、これは先で3人やめたとか、5人やめたとか1園でなった場合についての対応というのは、やっぱりこの初期対応が必要だと思うんですね。だから人員不足で定数削減したのが、たけのこさん、つはらさんであるということもありますので、しっかりと踏まえて、そこら辺を調査していただきたいと思いますが。再度聞きます、いかがでしょうか。

○市長

保育についての質の確保のために、保育士の数の確保について、今熱心にお尋ねがいただいていると思います。これは担当部署が非常に答えにくい理由について、この場ですが、きちんと説明をしたいと思います。実は保育士が不足しているところよりも、私が直接園を訪問したり、経営者と話をしましたのが複数園あります。それは、保育士を十分に確保できる保育園を訪問して尋ねました。給与の待遇面ももちろんのこと、それらの園は、不測の事態に応じて対応するために、つまり急な発熱だとか、ご病気をなさったとか、家庭の事情でお休みを保育士さんがとりやすいようにするために、プラスアルファの職員を雇い入れている。これは経営的には非常に厳しいけれども、ほかの園もこんなに厳しいけど、こういうことをやれば、確保はできるはずですよ。福岡市に人が、どんどん有資格者が流れるという現状があってもこういう工夫をすれば、やれるんですよとおっしゃいましたが、果たしてこれをこんなふうにやってくださいということは経営にかかわってくるので言っているのかどうかという問題があるので、担当部署は保育協会と協議をする中で、今後、うちもいろんな施策をしています。先ほどのような待遇改善、それから給与面、サービス面の件について、どうすれば本当に確保できるかということ、まず保育協会と協議をさせてください。そこの理解を得ましたら、こんな方法でしたら確保できますよという成功事例を表に出すような形で今後、啓発と支援として行きたいと思っています。

○吉田委員

市長からご答弁をいただきましたけど、確保じゃなくて、やっぱりやめていくのに理由があるんで、その辺は要望でとどめますけど、協会のほうにもしっかり言ってお話ししていただいて、やはりその追跡ができるような形で。私が恐れている、心配しているのは、保育士さんがやはり1園に対してたくさんやめられたときの対応というのは、もうどうしようもないわけですから、そこら辺のところの調査をしっかりしていただいて、やはり法人のところに対しての指導とか、助言あたりもできていくようになりますので、そこら辺の調査というのは、あくまでも要望にとどめますけど、ぜひとも行っていただくようお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

今の吉田委員の質問の中での確認でございますが、意見書の件でございます。飯塚市が認められませんかという意見書を出したのにもかかわらず、県が認めたという答弁だったと思いますが、そのとおりですか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○田中裕委員

この意見書は県が飯塚市に求めた意見書ですか。意見書を提出してくださいという県が言った意見書ですか。

○子育て支援課長

変更届の中の添付資料の一つになります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 12:01

委員会を再開いたします。

○田中裕委員

この意見書は県が提出を求めた意見書ですか。

○子育て支援課長

県が求めたのではなく、法人が変更する際に、提出書類の添付資料として市が意見書を書いたものでございます。

○田中裕委員

市が認めないという意見書を書いても県が認めるということであれば意見書の意味ないですよ。ということになりますよね。そういったものというのはこれに限らず、よくあり得ることなんですか。県が許可をする、市が意見書を添付する、そういうものはたくさんございますが、そういったことというのは、ほかのところでもあっているということですか。ほかの許可する場合にもそういうことはあり得るということですか。

○福祉部次長

いろんな届け出、県に対する届け出の中で市の意見を求められるということは、今回の分だけではなく、ほかの部署についてもございます。その状況はちょっとよくわかりませんが、通常、市の意見を聞いて、それをもって法等に照らし合わせて、許認可が県の方であれば、県のほうが判断をするという形になります。それが市の意見が通るものもあれば、もしかしたら通らない部分も出てくる恐れはありますので、全部が全部その市の意見が通るかどうかというものについては、ちょっと全体を把握しておりませんが、通常であれば市の意見は、普通ちゃんとそれを把握した上で、県のほうも判断していただくことというふうに考えております。

○田中裕二委員

ということは、今回のこの件に関しては、県はこれは必要だと決めたと、決めたとはいったことですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度でとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 12:04

再開 13:10

委員会を再開いたします。

次に、「児童生徒の安全対策について」を議題といたします。本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

この案件につきましては、ちょっと調査の要望させてもらっていますけれども、以前視察のほうで加古川のほうに行かしていただきまして、大変勉強なつたんですけど、それとあわせて福岡市の取り組みを比較した表というのを昨年出していただきました。その後、福岡市の取り組みについて、大変すぐれた部分がありましたので、しっかりと調査研究していただきたいということで要望しておったんですけど、その後何らか福岡市のほうの動きにつきまして、新しい情報等ありましたらお願いします。

○学校教育課長

昨年の本委員会のほうで報告しました以上の情報は得ることはできておりませんが、福岡市の方からですね。

○永末委員

まだ福岡市のほうでも、昨年取り組みを始めたばかりということで、たしか3年ぐらいかけて、プロポーザルでの事業の公募をされているかと思うんですけど、ここで他の自治体のところをいろいろ推測してお話するのも、あれなのかなと思うんですけど、あちらは、加古川市と比べてかなりその自治体の持ち出しが少なく、同じような成果が上げれるような取り組みというところで研究の要望をさせてもらっていたわけですけど、その中で、やはり福岡市の人口規模でありますとか、人口密集度でありますとか、そういったところが参加される企業さんにとっても、メリットがあるんじゃないかなと思うところの一つ、自治体と企業の思惑といますか、メリットが合致したのかというふうなところで進んでいるのかなと思うんですけど、本飯塚市においても、同じような仕組みができないものなのかということ、非常に希望を願うわけですが、そういった部分につきまして、例えば今現時点で福岡市のほうでプロポーザルで取り組みされている企業さんのほうに実際にそういった検討ができないものかどうかということ、そういった部分だけでもちょっと聞いていただいて、もしそのそういったところまでご興味を示されるのであれば、同じようなところで飯塚市としても構成して、そういった事業を構築していく一つのきっかけになるんじゃないかなと思うんですけど、そういったことをちょっと考えていただきたいなと思うんですけどいかがでしょうか。

○学校教育課長

現在福岡市のほうで実施している企業もございますので、そちらを中心に、またその他の企業につきましても情報がありましたら収集したいと考えております。

○永末委員

ぜひ、今回児童生徒の安全というところでお話しさせてもらっていますけれども、私としては特にやはり通学路の安全、安心安全、児童生徒の飯塚市の児童生徒の方がしっかり安心安全に通学していける環境づくりというのをまずもって飯塚市としてしっかりやっていくべきだと思っております。ことしに入ってもラインを登録させてもらっているんですけど、ラインのほうで、不審者情報というのが頻繁にきています。非常に怖いなと思いますし、何か起こってからでは絶対に遅いからですね、そういったことがないような仕組みというのをぜひ飯塚市でも、早急につくり上げるべきだというふうに思っておりますので、お手数をかけますけれども、そういった部分でぜひ企業様のほうに聞いていただいて、また報告のほうをよろしく願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「児童虐待に関する報告書について」報告を求めます。

○子育て支援課長

「児童虐待に関する報告書について」、説明させていただきます。飯塚市の子どもをみんなで守る条例第28条の規定に基づき、平成30年度本市における児童虐待の発生状況を報告するものです。9月の福祉文教委員会で報告させていただきました内容を報告書にまとめたものでございますので、詳細な説明につきましては省略させていただきます。第1章、家庭児童相談、第2章、児童虐待相談、第3章、市の施策の実施状況の計3章で構成しております。それ

ぞれ相談件数等をグラフ化してわかりやすくしております。

1 ページをお願いいたします。第1章の家庭児童相談といたしまして、1 ページから5 ページにかけて、家庭児童相談件数の推移、相談の種別、相談対象者の年齢の状況、主な相談経路、対応状況を掲載しております。

6 ページをお願いいたします。第2章の児童虐待相談といたしまして、6 ページから12 ページにかけて、児童虐待相談件数の推移、主な相談経路、主たる虐待者、虐待の種別、被虐待児童の年齢の状況、対応状況、世帯の状況を掲載しております。

13 ページをお願いいたします。第3章の市の施策の実施状況といたしまして、児童虐待防止推進月間の取り組み、11月に実施いたしました街頭啓発活動、子どもの虐待防止講演会、横断幕等の設置、その他の活動としまして4月の街頭啓発活動、14ページには、飯塚市要保護児童連絡協議会の代表者会の会議、部会の開催、家庭児童相談室の職員体制を掲載しております。

最後に、15ページから22ページにかけては、参考といたしまして、飯塚市の子どもをみんなで守る条例を掲載しております。以上で説明終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今回、児童虐待に関する報告書を作成いただきましてありがとうございます。ちょっとこの中で、何点が質問させてください。まず一つが今この資料を見ていますと、ゼロ歳児から3歳児までが、資料3ページですね、相談対象者の年齢状況は、ゼロ歳児から3歳児までの方が全体の35.7%ということで、多いんですよということなんですが、これに関しまして今その市の13ページ、第3章で市の施策の実施状況というのはありますが、まず最初に、これに関してどのようにお考えなのか。内容といたしますか、どういう相談が多いのかとか、それに対してどうやって解消していくのかというのがもしお考えがあればお示してください。

○子育て支援課長

この相談につきましては、保健センターに設置しております包括センター、こちらで相談内容がふえているような状況でございます。

○兼本委員

ふえているのはわかりますけれども、そのまま放置ですか。

○子育て支援課長

現在、この取り扱いということですが現在、年次計画と対応指針を作成しております。その中に記載するように考えております。

○兼本委員

次に、第2章の8ページ、主たる虐待者というところに実母によるものが最も多いという報告をいただいております。そして、12ページでひとり親世帯が多いんだよという報告もいただいておりますが、この件に関しても、これからの年次計画等でお考えされるご予定でしょうか。

○子育て支援課長

この件数は平成30年度の報告となります。今後については今作成しております年次計画の中に、年次計画だけではなくて対応指針、こちらのほうも含めまして作成しております。それで対応していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

あと13ページ、14ページ、市の施策の実施状況というのは、これは今まである分の報告ということで、今後、これに今から年次計画であるとか、対応を指針とかによって変わっていくということで理解してよろしいですか。

○子育て支援課長

この分につきましては、あくまでも平成30年度の報告ということで実施した状況を掲載させていただいております。

○兼本委員

あとこの報告書は議会の中でも報告をしていただけるのでしょうか。

○子育て支援課長

今回、報告は委員会での報告と考えています。

○兼本委員

第28条に議会に報告するというふうに年次報告ですよ、これ。年次報告は議会に報告し、その概要を市民に公表するものとするというふうになっておりますが、委員会だけでよろしいですか。

○子育て支援課長

この報告書につきましては、令和元年12月27日に議長宛てに報告書として提出しております。

○兼本委員

で、どうなんですか。

○子育て支援課長

議長宛てに提出し、今回の委員会での報告というふうに考えております。

○兼本委員

議長に報告してないですよ。議会に報告するというふうになってはいますけど。

○子育て支援課長

申しわけございません。議会を代表する議長宛てに報告させていただいております。今回、報告ということで議会を代表する議長宛てに報告するというので、報告というこの条文については満たしておるというふうに考えております。

○兼本委員

その根拠を教えてください。議長に報告すれば議会に報告したというふうに、同じことということなんですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

何かそういう法律というかあるんですか。ちょっと私は納得いかないんですけども、何か納得するような根拠、根拠があるならちょっと教えていただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:25

再 開 13:27

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

見方がわからないので教えてください。3ページの相談対象者の年齢の状況になると、例えばゼロ歳から3歳までが平成30年度は35.7%で一番多いですよ。今度は第2章の被虐待児童の年齢の状況になると、またここがゼロ歳から3歳までは、8%となるんですけど、この被虐待児童と相談対象者という違いというか、どういうふうに考えればよろしいかお示ください。

○子育て支援課長

相談件数、3ページの35.7%、こちらのほうは虐待に限らず家庭児童相談室に問い合わせ

せがあった相談の全てになります。こちらの10ページの被虐待相談年齢というのは、その中の虐待の対象の年齢ということでわかれておりますので、こういう表記をさせていただいております。

○金子委員

そしたら私のイメージではゼロ歳から18歳までは虐待というイメージが大変つくんですけど、例えば相談対象者の年齢の状況の中で19歳以上の相談内容というのが、もしお示しできるのであれば、具体的な内容等がわかれば教えてください。

○子育て支援課長

すみません、細かな相談内容については19歳以上ということによろしいですかね。すみません、細かな相談内容については、今手持ちで持ち合わせておりません。

○金子委員

報告書が例えば数字がたくさんあって、確かにこの数字の流れはわかるんですけど、一体これはどんな内容だったかというところが、もう少し詳しくわからないと、これが報告ではいいんですけど、来年度以降、実際にこの条例が動き出したときに、どんな手だてを立てればいいのかというのが、具体的なその内容じゃないとわかりにくいじゃないかなと思うんですよ。数字はわかるんですけども、どんな内容が、どんな人からされていたとか、最後にはどこに相談して、解決していないとか、解決しているとか、もう少しその報告書でもこれからの見通しがわかるような報告書が私は欲しいなと思っているんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

今回報告書を初めてちょっと作成しております。市のほうもどういう形でしていいのかというのは、探りながら、この報告書を作成しております。今後、来年度以降になるんですけども、改善できるところ、そういったところは意見を聞きながら、改善していきたいというふうには、考えています。今回初めて作成した分ですので、ちょっと他市の状況等を参考にしながら、作成したような状況でございます。

○金子委員

虐待というのは、やはり子どもが対象であって、社会的につながりのない人たちですよ。私たち大人は、これは誰に相談したらいいとか、困ったらどこに行こうとか、自分の経験とか、いろんな情報が手に入れられやすい歳ですよ。だけど子どもたちは、誰に相談していいのかわからない、これがいいのか、悪いのかさえ、わからない人たちなんですよ。そこに暴力が行われているというところをしっかりと考えて、子どもたちから意見を聞くことは、大変難しいかもしれないんですけど、かなりセンシティブというか、何と言うかな、難しい調査になると思うんですけども、子どもを守るためというところで行動してもらいたいし、またどうしても虐待をした、例えば先ほど実母が一番多かったとなっていたら、犯人扱いされるというか、虐待する人は絶対悪いんですけど、何で虐待までに及んだかとか、シングルマザーがなぜ多いかとか、そのシングルマザーを助けるためには、どうしたらいいのかという、その予防の施策までが見えるような報告書にしてもらいたいというふうに思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。特にこの子育て支援課だけではないと思うんですよ。この報告書をつくるに当たって、保健師の名前がたくさん出ていたし、学校教育課とも話さなくちゃいけないと思うし、要対協というか、その方たちもたくさん頑張っていると思うんですよ。情報というのは、かなり表面化できないものだと思うんですけども、そこをできるだけ、私たちもわかるというか、わかる範囲でつくっていただけたらと思っていますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長

貴重なご意見ありがとうございます。そういった意見を参考にしながら、取り入れられるも

の、そういったのも含めて検討しながら、作成していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市移動等円滑促進方針マスタープランについて」報告を求めます。

○都市計画課長

「飯塚市移動等円滑化促進方針マスタープランについて」、説明いたします。なお、本マスタープランについては、社会・障がい者福祉課と都市計画課にて共同で策定しておりますので、都市計画課のほうで説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。策定の背景について説明いたします。平成6年にハートビル法が、平成12年には交通バリアフリー法が制定され、その後、旅客施設及び車両、道路、建築物などにおいて総合的・一体的なバリアフリーを推進するために、平成18年12月にハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充するなどして「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。本市においても共生社会ホストタウンとして、共生社会の実現に向けてまちづくりに取り組みを推進している中で、平成30年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」、「改正バリアフリー法」が公布され、市町村がバリアフリーに関する方針（移動等円滑化促進方針）を作成するよう努めることとなりましたので、「飯塚市移動等円滑化促進方針マスタープラン」を策定するものであります。

2 ページをお願いいたします。1の2のマスタープランの位置づけについて説明いたします。飯塚市移動等円滑化促進方針マスタープランは、市政運営における総合的な指針である第2次飯塚市総合計画を初め、都市基盤や交通に関する計画である飯塚市都市計画マスタープランや高齢者・障がい者等の福祉に関する計画である第2期飯塚市地域福祉計画などの上位関連計画との一体性を確保した、バリアフリーのマスタープランとして策定しております。1の3のマスタープランの期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

3 ページをお願いいたします。1の4のマスタープラン策定の流れについて説明いたします。まず、飯塚市の現状を把握し、上位関連計画の整理を行い、基本理念を定めます。その後、整備方針を定め、移動等円滑化促進地区を設定し、地区別移動円滑化促進方針を定め、パブリックコメントを実施し、マスタープランを策定していきます。

4 ページから12ページをお願いします。地域の現状として、位置、人口分布、公共交通の利用状況、主要な施設の立地状況をまとめております。

13ページをお願いします。市民の移動実態についてバリアフリーに関するアンケート調査を実施し、結果をまとめております。実施期間は、令和元年8月20日から9月10日までで、6千票を郵送配付しており、回収数は2,458票であり、回収率は、41パーセントでありました。

14ページから18ページをお願いします。生活関連施設や生活関連経路を把握するため、外出状況、駅・バスターミナルの利用状況、施設の利用状況、よく歩く経路をまとめております。

19ページから24ページをお願いします。上位関連計画の整理をしており、各計画のバリアフリーに関わる施策の欄でアンダーラインを引いております。

25ページをお願いします。バリアフリー化の基本理念については、障がいのある人もない人も生活しやすいバリアフリー化の推進、計画的なバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの促進の3つの基本理念を定めております。

26ページをお願いします。5の1の中心拠点におけるバリアフリー化の現状と課題を整理

するために、令和元年9月6日から9月11日に交通事業者及び高齢者・障がい者団体にヒアリング調査を実施しており、11月2日には、「まちあるき点検」を実施しました。

27ページから32ページにおいては、公共施設や車両、道路、建築物、信号交差点等についてバリアフリーの現状と課題を整理しています。青字は、よい点、黒字は悪い点を示しています。バリアフリーが対応済の箇所においても悪い点もあり、今後の課題になっております。

33ページから34ページをお願いします。5の2のバリアフリー化に向けた整備方針については、公共交通、道路、建築物、路外駐車場、交通安全施設、心のバリアフリーについて整備方針を設定しております。届出制度として、移動等円滑化促進作成に関するガイドラインに基づいて、移動が行われる旅客施設及び道路に関し、改良等を行う場合、事前の届出義務を課すものとし、道路・駅前広場との間の出入口部において、構造の変更や改修を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市に届け出を行うこととしていることから、バリアフリー化の進捗状況を確認していきたいと考えています。

35ページをお願いします。移動等円滑化促進地区の設定について説明いたします。6の1の移動等円滑化促進地区の位置づけの設定要件としては、バリアフリー法第2条第20の2号及び基本方針の3の2に基づいて定められています。1つ目として、生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。2つ目が、生活関連施設及び生活関連経路について、バリアフリー化の促進が特に必要な地区であること。3つ目が、バリアフリー化の促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区であること。4つ目が、境界の設定等で明確に表示して定めることが必要でありことが設定要件になっています。

36ページをお願いします。本市における移動等円滑化促進地区の位置づけとしては、都市整備の上位計画である飯塚市都市計画マスタープランにおいて、中心拠点の形成を図るための事業としてバリアフリー化が挙げられていることや飯塚市立地適正化計画において、都市機能を誘導する中心拠点型都市機能誘導区域に位置づけられていることから、移動等円滑化促進地区は、中心拠点型都市機能誘導区域内に位置づけることとしております。

37ページをお願いします。6の2の生活関連施設・生活関連経路の設定の考え方として、移動等円滑化促進地区の具体的な範囲を設定するにあたり、ステップ1として高齢者や障がい者を含む多くの方がよく利用する公共施設や商業施設などの施設を選定します。ステップ2として、生活関連施設相互を結ぶ上で、バリアフリーへの配慮が必要な経路を選定します。ステップ3として、生活関連施設と生活関連経路を考慮し、移動等円滑化促進地区の具体的な範囲を決定します。

38ページをお願いします。生活関連施設の位置づけとしては、高齢者、障がい者の方が日常生活・社会生活を行う上で重要な施設であること。また、鉄道駅やバスターミナル等の不特定多数の利用が見込まれる施設であることを視点において設定しております。

39ページから40ページをお願いします。生活関連施設の設定として、バリアフリー化に向けて、施設管理者の合意を得られた旅客施設、官公庁等、教育文化施設、保健・医療・福祉施設、商業施設、宿泊施設等の21施設を生活関連施設として位置づけております。今後は、官民連携して、バリアフリー化に努める施設になります。

41ページから42ページをお願いします。生活関連経路の位置づけとして、バリアフリー法において、生活関連施設相互間の経路と定義されており、最寄りの旅客施設と生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、市民アンケート調査結果で徒歩での利用が多い道路を生活関連経路として位置づけることとしております。

43ページをお願いします。6の3の移動等円滑化促進地区の設定について説明いたします。移動等円滑化促進地区の具体的な範囲をJR新飯塚駅周辺地区の61ヘクタール、JR飯塚駅周辺地区の32ヘクタール、飯塚バスターミナル周辺の42ヘクタールの3地区に設定するこ

といたしました。促進地区設定のコンセプトは、多くの方が利用する交通結節点を中心として、生活関連施設や生活関連経路を含み、高齢者や障がいの方が移動できる範囲として、促進地区を設定しております。

44ページから45ページをお願いします。7の地区別移動等円滑化促進方針について説明いたします。7の1のJR新飯塚駅周辺地区の特性については、バリアフリー法施行後に建築されたJR新飯塚駅、飯塚市役所、飯塚市立岩交流センターはバリアフリー化対応済みの状況です。また、民間の交流施設、宿泊施設などの多くは、バリアフリー法の基準には適合しているといえます。このように施設や道路のバリアフリー化が進められていることから、バリアフリーネットワークはある程度形成された地区になっています。地区の課題と移動等円滑化促進方針については、生活関連経路については、歩道がない区間が一部あり、また、自転車歩行者道であるものの、幅員が狭くなっている個所もあります。また、旧基準の点字ブロックが設置されている区間、また老朽化している区間があり、視覚障がい者が円滑に移動できるよう改善を行っていく必要があります。そのため、高齢者や障がい者を含む歩行者が安心して移動できるよう、道路改修や改築時に点字ブロックの改善等のバリアフリー化を推進していきます。生活関連施設については、高齢者や障がい者が利用しやすいよう維持管理に努めるとともに、バリアフリー化未対応の施設においては、可能な範囲でバリアフリー化に努めます。

46ページから47ページをお願いします。7の2のJR飯塚駅周辺地区の特性については、JR飯塚駅は未対応であり、スロープ、エレベーターが設置されていないため、高齢者や障がい者の利用が難しくなっています。歩道については、整備後時間が経過しているため、老朽化が著しく、路面のでこぼこ等、障がい者にとっては利用しにくい路線となっています。中心拠点内で、バリアフリー化が最も遅れている状況です。地区の課題と移動等円滑化促進方針としては、生活関連施設であるJR飯塚駅は、バリアフリー未対応であるため、交通結節機能の強化を図る上でもバリアフリー化が必要不可欠です。将来、大規模改修などを行う際は、移動等円滑化基準及び福岡県福祉のまちづくり条例に沿った整備を行うこととします。その他の生活関連施設については、高齢者や障がい者が利用しやすいよう可能な範囲でバリアフリー化に努めます。生活関連経路については、歩道の老朽化が著しく、路面のでこぼこ等、障がい者にとって利用しにくい状況にあるため、障がい者が安心して移動することが出来るよう改善に努めていきます。

48ページから49ページをお願いします。7の3の飯塚バスターミナル周辺地区の特性については、飯塚バスターミナル周辺には、飯塚郵便局、イイヅカコミュニティセンターやイイヅカコスモスコモンといった文化施設、嘉穂劇場、商業施設であるあいタウン及び商店街が立地しています。バリアフリー法施行前に建築された建物が多く、バリアフリー法の基準に沿っている建物は、飯塚バスターミナル以外は乏しい状況です。そのため、高齢者や障がい者を含む歩行者が安心して移動できるよう、道路改修や改築時に点字ブロックの改善等のバリアフリー化を推進します。生活関連施設の多くが、バリアフリー法施行前に建築された建物であるため、高齢者や障がい者が利用しやすいよう可能な範囲でバリアフリー化に努めます。なお、既に移動等円滑化基準に沿っている飯塚バスターミナルなどは、維持管理に努めていきます。

50ページをお願いします。8の1のバリアフリーのまちづくりの進め方について説明します。移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化においては、バリアフリー法で示される移動等円滑化促進地区の設定要件に基づき、飯塚市におけるバリアフリーまちづくりを実現するためのモデル的な取り組み地区として、移動等円滑化促進地区を設定し、民間施設と公共施設とがエリア内で一体となり、バリアフリー化を推進していきます。

次に、移動等円滑化促進地区以外のバリアフリー化においては、移動等円滑化促進地区の整備を最優先に進めますが、その他の地区においても個別に、福岡県福祉のまちづくり条例に沿ったバリアフリー化を推進していくこととなります。移動等円滑化促進地区で得られたノウハ

ウを市内全域に展開させていきたいと考えています。

51ページをお願いします。本方針を実効性の高いものにするためには、市民や関係事業者、そして行政が、それぞれの果たすべき役割を明確にし、互いに理解することで、連携、協働してバリアフリーに取り組むことが重要になってきます。

52ページをお願いします。8の3の今後の取り組みについては、本方針の目指す将来像である「誰もが安心して移動できる共生のまちづくり」を実現するためには、バリアフリー化の進捗状況の把握や関係機関との調整等を定期的かつ継続的に実施し、本方針の着実な推進を図る必要があります。また、社会経済情勢や土地利用の変化、市民のニーズの変化、関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて方針の見直しや新たな提案を行うなど、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画的・継続的に運用していくことが重要になってきます。また、事業化が現実化した場合には、基本構想を作成し、具体的なバリアフリーを進めることとなります。

今後のスケジュールとしては、パブリックコメントを2月5日から3月4日まで実施し、飯塚市移動等円滑化促進方針策定協議会を経て、3月下旬の庁議に諮り策定していきたいと考えております。

以上で、飯塚市移動等円滑化促進方針の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

現実的にマスタープランの策定自体はいつごろでき上がるような形になるんですか。

○都市計画課長

今の時点では3月末の策定予定をしております。

○兼本委員

そのマスタープランができて、令和2年度から令和6年度の期間というのは、どのようなことを具体的にやっていくような形になるのでしょうか。

○都市計画課長

策定後は、例えば具体的な方向性、例えばその飯塚駅周辺の改修とか、そういった具体的な方向が定まりましたら、基本構想というのがありまして、その地区を事前に重点地区に設定しまして、その基本構想として具体的な取り組みとして策定していきます。もし、そういう具体的な方向がない場合は、その5年後の前に再度この方針を見直し、今後どうしていくかということをもた検討していきたいとしております。

○兼本委員

現実的にバリアフリー化ができ、例えば順調に進んでもしくはできるところもあるのかもしれませんが、このバリアフリー化の整備というのは、いつごろから行われるようになるのでしょうか。

○都市計画課長

今回の方針は、バリアフリーを整備する具体的な計画ではありません。あくまでもマスタープラン、方針ですので、こういった地区を定めて関連の関係者、実際に合意をもらっています。バリアフリーをやっていこうという合意をとれています。そういった関連施設と関連経路、そういった地区を定めて、今後重点的に促進地区内でバリアフリー化を進めていこうという方向づけ、方針を定めたものでありまして、具体的にいつ整備するとかいう計画ではありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

まず、このマスタープランを策定した理由について聞きたいんですけど、これは1ページの

ほうの下のほうに、改正バリアフリー法の公布による各自治体の努力義務という部分がありますが、この部分を受けて策定に取り組まれたという感じでよろしいでしょうか。

○都市計画課長

平成30年10月4日付国土交通省から、「2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたバリアフリー化の一層の推進について」の文書が国土交通省から来たというのが、実際の策定の契機になっております。

○永末委員

あと、2ページのほうで各種の計画との整合性を、このように調整を図りましたというふうなことを書いてあるんですけど、立地適正化計画との整合性は検討したということではよろしいでしょうか。

○都市計画課長

21ページにもありますように、バリアフリーにかかわる施策として、アンダーラインをひいております。まちづくりの方針の2、飯塚市の魅力を高める都市環境づくり、⑥いきいきとした笑顔で暮らせる健幸都市づくりのもとで、バリアフリー化を関連計画として定めております。

○永末委員

ちょっと質問に答えてほしいんですけど、立地適正化計画との整合性はきちんと検討されたんでしょうか。

○都市計画課長

飯塚市立地適正化計画における中心拠点型機能誘導区域内を目標でつくっております。その中でJR新飯塚駅、JR飯塚駅及び飯塚バスターミナルの地区を設定しました。

○永末委員

立地適正化計画のちょっと私の認識としては、コンパクトシティをつくり上げるというところで、中心拠点もそうですけど、地域拠点というのもきちんと整備するというふうになっていると思うんですけど、そこはその認識で間違いはないですか。

○都市計画課長

それで間違いございません。

○永末委員

であるなら、なぜその中心拠点だけをこのバリアフリー目指す地域に選定されているのか、ちょっとわからないんですけど、当然中心拠点のバリアフリー化は絶対必要だと思うんですけど、同時にその地域拠点、例えば出ていますけど、穂波地区、庄内地区、颯田地区、筑穂地区の地域拠点のバリアフリー化というのを同時に考えるべきじゃなからうかと思ひまして、その部分の配慮が全然ないんですけど、それに関しましてどういった検討経緯なんでしょうか。

○都市計画課長

バリアフリーの大きな考え方といたしまして、多くの高齢者の方や障がい者の方が多く利用する交通結節点や生活関連施設や生活関連経路を多く含んでいる地区であること。また歩いて行ける、移動できる範囲を移動等促進地区として定めております。今回促進地区に設定されていない地区においても、個別の福岡県の福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化に努めるものとされておりますし、これ一つ例を挙げますと交通結節点、例えば天道駅とか大分駅等が主に挙げられると思うんですけども、特に筑前大分駅は、一日の乗降客数は約1400人ありまして、JR九州のバリアフリーを検討する基準の乗降客数の2千人を下回っていると、2千人を下回っていたら検討のちょっと対象外になるということであることから、今回その大分駅とか天道駅、そういった地区に対しては、その促進地区から外しております。主にその交通結節点、多くの方が利用される、そういったものを基本的な範囲として、今回は地区として定めております。そういった地区の成功事例とかノウハウを今後各地域に広げて展開していき

たいと考えております。

○永末委員

まずもって、私はその駅のことを別に聞いていないんですよね。地域拠点と中心拠点のことを聞いているんですよ。中心拠点については今回この円滑化促進地区に含まれていますけど、地域拠点については全く含まれていません。ただ一方で、さきの立地適正化計画の整合性は図られているというふうにおっしゃるんですけど、そのようにおっしゃるのであれば、その中心拠点のみを整備すれば飯塚市としてはバリアフリーは達成しているというふうを考えるんですか。

○都市計画課長

その中心拠点だけを今回設定しておりますけれども、今の条件からすれば各地区の要件としては、ちょっと今回の基準から、ちょっと外れているということになっております。ただしその先ほども言いましたように、この地区を定めたからバリアフリー化が、特段そこだけが整備するものではなくて、個別の地区においても、個別の案件ごとで整備されるものと考えております。

○永末委員

ちょっと意味がわからないんですけど、なぜ整備するんですか、今回の計画を。何のための整備になるんですか。今おっしゃるような形で言うのならば、この計画を定めて特にそこだけ整備するんじゃないなくて、ほかのところもやりますというのであれば、特にこの計画を整備しなくてもいいと思うんですけど、違いますか。

○都市計画課長

今回、先ほどちょっと言いましたように、地区の中の商業施設、その関連施設の方と合意をとっております。今後、バリアフリーを施設として、商業施設の関係者もそうなんですけど、商店街のところも合意をとっています。その中で、そのバリアフリー化を、これはあくまでも努力義務になるんですけども、今後そういった地区でやっていきたいと思いますという合意を取っています。先ほども言いましたように、どうしても今の促進地区の設定要件からすれば、該当する分が、今のちょっと中心拠点になったというのは確かにあります。しかし、その中の成功モデルを代表的な地区として発展させて各地域にそういったノウハウを持っていきたいと考えております。

○永末委員

これ、飯塚市の計画じゃないんですかね。飯塚市の計画ですよ。中心拠点だけが飯塚市なんじゃないですか。地域拠点も考えていくというなら、最初に飯塚市の計画を定める段階で、中心拠点も地域拠点も一緒に定めるべきじゃないですか。中心拠点だけ定めて計画をつくったら、実際に動かれるでしょう、その計画にのっとって。優先されると思うんですよ。その最初から言っていますけど、中心拠点をバリアフリー化することに、全く異議を唱えているわけじゃないです。なぜその地域拠点が今回、この計画に入っていないのかというところを聞いているんですね。

○都市計画課長

繰り返しの答弁になりますけれども、その地区を設定する際の要件として、その生活関連施設が多く立地していること。生活関連施設を多くの方が利用する経路があること。もう一つ大きなものが交通結節点、そういったものがあり多くの方が歩いて、移動できる空間、エリアであるということが設定要件になっていることで、今回は中心拠点のみの設定になりました。

○永末委員

その数は当然わかりますよ。中心拠点のが多いでしょう、その利用される方がですね。地域拠点にも地域の生活があって、そこで暮らされている方がいるわけじゃないですか。なぜ、その検討を外すのかというのがわからない。その基準を言われましたけど、その基準はどこに

示されているのでしょうか。

○都市計画課長

平成31年3月に「移動等円滑化促進方針作成に係るガイドライン」に基づいて今回作成しております。

○永末委員

その基準をお示してください。

○都市計画課長

まず、1番目に生活関連施設があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。生活関連、旅客施設、そういったものが不特定多数が集まる建築物がおおむね3つ以上あることが示されております。そして2番目に、生活関連施設及び生活関連経路においてバリアフリー化の促進が特に必要な地区であること。バリアフリー化を促進すべき地区であることが、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用状況、土地利用や集積状況、将来性の観点から総合的に判断して、一体的なバリアフリー化が進む、促進が特に必要な地区であるということが書かれております。3番目に、バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区であること。都市機能としては、高齢者や障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の提供する機能、勤労の場を提供する機能が挙げられております。4番目に、境界等の設定、これはもう字界とか、道路とか、鉄道とかそういった部分の境界で決めることとされております。

○永末委員

35ページを読まれたんですね、今。35ページですよ、この計画の。ということは、確認しますけど、今言われた1、2、3の基準というのに中心拠点は当てはまっているけど、地域拠点は当てはまっていないというふうに考えたということによろしいですかね。

○都市計画課長

はい、そのとおりです。

○永末委員

繰り返しますが、今のが市の考え方でいいということですか。

○都市計画課長

この策定は、もちろんガイドラインに基づき実施しますし、今の条件としては、今この促進地区のエリアとして考えております。

○永末委員

わかりました。市民の方にもそのように報告しようかと思えます。1点、今回マスタープランをつくる際に、審議会の中で審議されているかと思うんですけど、この審議会がつくられた日付、委員会が策定された日付を教えてください。

○都市計画課長

平成31年3月25日に設置要綱を設置しておりますので、その分が設置の日になります。

○永末委員

招集の日はいつですか。

○都市計画課長

5月31日になります。

○永末委員

3ページに、マスタープラン策定の流れがあるんですけど、3月25日につくって5月31日に招集して、この一番頭の飯塚市の現状とか、上位計画の整理とか、そういったものの検討に入られたということでもいいんですかね。

○都市計画課長

はい、そのとおりです。

○永末委員

であるならば、この委員構成を見てもわかるんですけど、全くそもそもから地域の声を聞くという人選じゃないですよ。基本的に言うなれば、ちょっとこれは推論になりますけど、中心部にこの円滑化促進地区をつくるために招集した人選のように見えるんですけど、違いますか。

○都市計画課長

確かに、協議の中では、中心拠点以外のところも、入れたらどうですかという話も確かにありました。その中で、先ほど言いましたように条件が、そこに整っていないということもありまして、その地区から検討の部分から外したということもあります。このメンバーをそういった観点から選定したわけでもありませんし、このマニュアル、ガイドラインに基づいて、この構成員は選定しております。

○永末委員

自治会連合会から人選を募ろうというふうには考えなかったのでしょうか。

○都市計画課長

先ほどのガイドライン、もちろんあったんですけど、この中で商店街連合会の方に、お越しいただいたということがあります。このときには、そういう考えは持っていませんでした。

○永末委員

ちょっともうこれ以上聞いてあれなので、ちょっと報告でもありますから、もうこれでやめますけど、申しわけございませんけど、この計画については、中心拠点のみに、趣旨としましては、高齢の方、障がいを持たれる方の移動を円滑化するというふうに定められておきながら、実際の各論的には中心拠点にのみ円滑化促進地区が定められているというところ。それとそもそもこの委員の、検討する委員さんの構成自体も、まず地域の声を聞く体制になっていないというところもありますので、報告でありますけど、ちょっと私としては、この計画は納得しかねるところで意見を述べて終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

それに関連しまして、メンバー構成を見せていただきましたところ、私もこの3つの新飯塚駅、飯塚駅それからバスセンター付近ですよ。そこを時々、通るんですけど、実際、歩くということは私自身はありません。コスモスコモン周辺は大変歩きやすい環境だなと思うんですけど、実際に飯塚駅は、バリアフリーになっていないので、本当に私の友人も、飯塚駅の裏に住みながら車いすの男性ですが、新飯塚駅まで来て、それからJRを利用するというようなことが起こっています。話がちょっと飛んでいますが、メンバー構成を見せていただいたときに、困った人のイメージが、高齢者と障がい者というところにだけに特化されているのが大変不思議なんです。歩いている人を見れば、小学生だったり、ベビーカーで通っている女性とか保護者だったりしますよね。特に、私もよく市役所の周辺をよく車で通ります、仕事で。そしたら、やっぱり、この窓口に来られる方は、いろんな市民の方がいらっしゃって、車道を渡るでも、きのうまさに、片手に抱っこしながら、ベビーカーを押している女性もいらっしゃいました。そういう視点が高齢者、障がい者のみに限定されているのか、そういう方針だったのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○都市計画課長

先ほども言いましたように移動等の円滑化促進の作成のガイドラインに基づいて、選定しております。その中で今の構成委員になっております。実際今回の、通常でありますと、ほかの参考事例とか、他の先進事例とかも調査研究に行けるんですけど、法が改正されて、すぐ私どもが着手したというのもありますし、この移動等の円滑化ガイドライン、国土交通省が発刊し

ていますので、それに基づいて策定したということになります。

○金子委員

一番後ろの56ページにSDGsというのが載ってあって、私がよく気にしているのは、5番のジェンダーなんですけど、このジェンダーという考え方は、このSDGsを勉強する中で、ただ5番とは書いてあるけれども、女性の視点を必ず包括的に入れるということがSDGsの中には書いてあると思うんですね。それをわざわざ載せてあるのに、例えばこのメンバー構成を見た場合、飯塚市でも女性の委員をふやすという観点が、最近よく言われるんですが、そのメンバー構成を考えるとときにそのように女性を入れるというような考えはあったかお聞かせください。

○都市計画課長

先ほどの繰り返しになりますけれども、その移動等促進のガイドラインに基づいて作成しておりますし、女性の方も4人おられるということから、今の現状としてなっております。

○金子委員

シンプルに答えていただけたらと思うんですが、女性のメンバー構成を考える場合に、その女性が実際に市民としても、また高齢者、障がいのある人にしても恐らく半々いらっしゃると思うんですね。その中で、例えば今24名と言われたら20分の4なんですよ。つまり5分の1です。そういうときに、女性の視点を入れようと思ったかどうか、お知らせください。

○都市計画課長

選定するときは代表者の方からのそういった推薦、そういったものが基本になりまして、そのときには、できるだけと言うか、少しでも、そういったことも話していきまして、最終的にはそういった代表者の方から推薦ということになりますので、結果、4人ということになっております。

○金子委員

そういったことと、先ほどおっしゃいましたけど、そのそういったこととは、どういうふうにご各団体さんの方にお伝えされたのか、教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:21

再 開 14:30

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

ただいまご質問のありました、この移動等円滑化促進方針の協議会委員の推薦に当たりましては、飯塚市として、女性登用をふやしていくという基本の考え方に踏まえまして、女性の登用を、女性をご推薦いただくようにご配慮いただくよう、各機関のほうにはお願いをしていたところではございます。これにつきまして、関係機関の中で公共交通機関等、こちらにつきましては、ご回答としてはそういう企画部門、そういうところに女性の方がいらっしゃらないとか、そういうようなご都合によりまして、男性の方が多いというようなことになった次第でございます。ただ、私どもとしましては、女性の登用を念頭に、女性の方の推薦を強く依頼はいたしたところではございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○土居委員

3ページなんですけど、上段のほうで本方針の作成に当たっては学識経験者、高齢者云々とありまして、最後の協議検討を行うとともに、パブリックコメントにおいて市民の意見を反映させ作成いたしましたとありますが、パブリックコメントにおきましてどれぐらいの意見がきた

のか、また内容等でお示しいただけるものがありましたら教えてください。

○都市計画課長

本日2月5日から3月4日までを市民意見募集に期間しておりますので、これから意見が集まってくるものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市立小・中学校における教職員の働き方改革プランの策定について」報告を求めます。

○学校教育課長

「飯塚市市立小・中学校における教職員の働き方改革プランの策定について」、ご説明させていただきます。近年、教職員の働き方については、長時間にわたる超過勤務の実態がマスコミで取り上げられるなど、改革が喫緊の課題となっております。平成31年3月には、文部科学省から学校における働き方改革に関する取り組みを徹底するよう通知がなされたところです。飯塚市教育委員会においても、これまで特別教育支援員やスクールソーシャルワーカーなど、多様な人員の配置やICTの導入、また部活動の休養日の設定など、少しずつではございますが、教職員の働き方改革につながる取り組みを進めてまいりましたが、一方で、学校の担う業務は、かつてに比べ大きく増大しており、超過勤務が常態化しております。このままでは教職員が疲弊し、よりよい教育活動に支障が、出る恐れがあること。また、先日の新聞でも報道されましたが、教職員の厳しい勤務実態から、教職員を目指す若者が少なくなり、教育水準の低下を招くことが危惧されるような状況となっております。このような状況を打開し、学校が果たすべき役割を整理し、学校より魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていくため、このたび、アクションプランを含む計画として飯塚市立小中学校における教職員の働き方改革プランを教育委員会でまとめましたので、その内容について報告するものでございます。

1ページをごらんください。プランの1ページには、学校における働き方改革の背景として、国や県における働き方改革の取り組み現状を示しております。今回のプランを策定するに当たり、教職員の勤務実態について、平成31年2月、そして令和元年6月にそれぞれ調査期間を1週間とし、調査を行いました。その結果を2、飯塚市における教職員の勤務実態として、1ページから3ページにまとめております。公立学校の教職員の勤務時間の上限に関するガイドラインにおいて、特例的な扱いとして、1カ月の勤務時間の超過時間が80時間を超えないように示されております。これを週当たりに換算すると20時間におおむねなることから、今回の調査を見ても、勤務時間の上限を超えている者の割合は、小学校では2月が19.9%、6月が30.3%、中学校では、2月が47%、6月が59.3%を占めていることとなり、大変厳しい状況であることがわかりました。子どもたちは1日の多くを学校で過ごし、最も身近な大人である教職員の姿を通して、社会や未来を見ていくことから、教職員自身が誇りや情熱を持ち、心身ともに健康で生き生きとした姿であることは大変重要なことです。さらに、これらの時代を担う子どもたちに必要な資質や能力を身につけさせるためには、これまで以上に、教職員自身が、幅広い経験や研さんを積み、さらなる授業研究や児童生徒と向き合う時間を大切にしていく必要がございます。

そこで、本プランの策定目標につきましては、4ページ、四角の中に示すとおり、①教職員のワークライフバランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境整備する。②、教職員が授業づくりに注力できる体制を整備するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持向上させる2つの目標を掲げ、取り組みを進めることにいたしております。また、本プランの実現を図っていくために、5ページには

4つの成果指標と目標値を掲げております。

先ほど申し上げました2つの策定目標を達成するために、6ページに示すとおり、4つの基本方針とその基本方針に沿った具体的な取り組みを定め、計画的、体系的に働き方改革を進めていくこととしております。

7ページから17ページには、15の具体的な取り組みをそれぞれについて、現状、取り組みの方向性、工程表を記載しております。本プランの計画期間は本年度を試行期間とし、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間としておりますが、教職員の働き方改革は、この3年間の取り組みで終わるものではなく、このプランに掲げる取り組みを第一歩として、引き続き取り組んでいく必要があります。このため、将来にわたって検討すべき内容をさらなる働き方改革の推進のために記載しております。

また、それぞれの基本方針の中で重点的に取り組む項目を18ページにまとめました。基本方針1、教職員が担う業務の精査及び外部指導者の配置では、中学校の教職員における長時間勤務の主たる要因である部活動の負担軽減から2番にございます運動部活動指導員及び外部指導者の配置を重点項目としております。基本方針2、学校を支える体制の構築では、保護者や地域の理解を求めていく取り組みが欠かせないことから、3番に挙げております保護者、地域への広報活動の充実を重点としております。さらに基本方針3、教職員の業務改善では、小・中ともに長時間勤務の要因であるが、教員として欠かすことのできない授業準備を効率的に行うことができるよう、2に掲げております教材の共有化及びデジタル化を重点としております。基本方針4では、教職員の意識改革を上げ、在校時間を可視化し、一人一人の教職員の働き方の問題点に気づき、みずから改善に取り組もうとする意欲を持つよう、出退勤管理システムの活用を重点項目としております。教職員の働き方改革は、教職員一人一人や学校の取り組みで推し進められるものではなく、保護者や地域を初めとする社会全体の理解や協力がなければ実現するものではありません。

そこで、今回のプラン策定に当たっては、21ページになりますように、小中学校の代表である代表の校長先生からなる働き方改革検討委員会を開催するとともに、地域の方々や保護者等からなる働き方改革推進協議会を開催し、広くご意見をいただきながら策定してまいりました。21ページから22ページの巻末に名簿及び開催状況を記載しておりますので、後ほどごらんください。

今後は、リーフレット等を作成し、保護者や地域の方々の理解が得られるように努めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、「飯塚市市立小・中学校における教職員の働き方改革プランについて」の説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

11ページの保護者、地域への広報活動の充実というのがございますけれども、広報活動をして、次のページに書いてある教職員の働き方の改革の推進と、あと地域、家庭、学校それぞれの役割等について理解を求めるということだけなんですか。

○学校教育課長

まず1つ目は、学校の教職員の現状を知っていただきたいということが一つございます。さらに、これに取り組むことが将来的に子どもたちのためになるんだということを保護者の皆様にも理解していただきたいと思っております。特に外部の方を学校に招聘したり、それから部活動のほうでもかかわってまいりますが、そういった方を学校のほうが推奨していくときにやはり賛否両論がございます。そういったときに、やはりベースになるものとして、私どもからお示しすることは重要かと思って広報という形で進めていきたいと考えているところでございます。

○兼本委員

ということは保護者、それから地域もやはり今の先生方の負担になっているところを解消していくために何をすべきかということも、考えてこれからいかになくちゃいけないということの理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長

ぜひ、理解をしていただきたいと思っております。

○兼本委員

もう1点が14ページなんですけど、今の市内小・中学校は16時50分の下校時間でありますと。私たちのときは、もっと早めの下校時間だというような気がするんですけども、早く下校させるということは、今、難しいんでしょうか。

○学校教育課長

基本的には学校の授業が終わるのが大体16時ごろになっておりますので、16時ぐらいにはおおむね生徒が下校するような形になっておりますが、先生方の勤務時間が16時50分になっており、だいたい。もう少し早い学校もございますので、それを過ぎての下校というのはいかがなものかということで書かさせていただいているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

1点だけ、この教職員の業務の負担の軽減というのは、絶対的に進められていくべきだと思います。これは教職員に限らず市の職員の方を含めまして、ICTを活用するなどして、ちょっと時間がかかっていた業務を縮小していくというのは必要だと、時代の流れにのっとっているんで、ぜひやっていただきたいと思うんですけど、そうなったときに、トップの教育長の本気度といいますか、どのぐらいのお気持ちで、これをしっかりと令和4年度の具体的目標数値も掲げられていましたけど、というのをまず示されるべきだと思うんですけど、その部分をお願いします。

○教育長

先ほど課長が説明しましたが、私自身も今学校現場の先生方の状況といいますか、それは少なからず把握しております。業務が大変なこともわかりますし、精神的にもきついということも、きつい先生方もいらっしゃるということも承知しておりますから、それは少なくとも、解消するように積極的にこの働き方改革については、進めていきたいと思っておりますし、教職員のワークライフバランスのとれた生き方といいますか、そういうことを含めて、考えていきたいと思っておりますので、積極的にこのことに関しましても取り組んでいきたいというふうに強く思っております。

○永末委員

ぜひ、やっていただきたいと思います。具体的にちょっと要望といいますか、最後にさせていただきますけど、最後のページに働き方改革を進めるための検討委員会を設けているということで、そのメンバーの方が掲げられていますが、見ますと校長先生、中学校の校長先生、小学校の校長先生などで構成されているんですけど、当然現場の声ということで、この方々というのが協議の中心にこられるべきだと思うんですけど、やはりこれに加えて、やはりその外部の方、その組織をきちんと変革させる、させた実績のある方とか、内部だけで話すとは内部だけの視点になりますので、そういう方を数人加えられて、やはりちょっと抜本的な改革というのを、ICTにおきましても導入するにしても、大きな業務の流れとかが具体的に生じてくると思っていますので、そういった助言を受けれるような方を含めるべきだと思うんですけど、その部分検討されたいかがかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長

これを基本として、今後これだけで進めるわけではございませんし、進めながらさまざまな

ご意見を受けていきたいと考えておりますので、ぜひ外部の方のご助言もいただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

名簿なんですが、先ほどの名簿の構成と同じように残念ながらやっぱり女性の校長先生のところですよ。小学校校長の名簿の中にも、1人として女性がいないというのは、大変残念というか、小学校の先生はどちらかというと女性が多い現実があるかなと思うんですが、またそういう声が、反映できるようにやっぱり工夫が必要なのではないかなと考えます。また学校というは、いろんな働き方をされている方がいらっしやって、正職の方もいらっしやいますけど、講師の方もいらっしやいます。また、その中で会計年度任用制度が取り入れられていくということで、いろんな働き方をされている方の声が、やはり取り入れられるようなシステムというか、仕組みにしないと、せっかくやっつけても、一部の人だけはわかっているんだけど、一番大変な人たちというか、その辺が見えてこないし、本当によく頑張っていると思うんですよ。特に女性は、男性と同じように仕事をしているという方は、私の友達もたくさんいます。そのときに、男性と同じように頑張っていないといけないというところでかなり持ち帰って、家でも、また反対にワークライフバランスがとれずに家の仕事もしながら、学校の仕事もしてという声を、ぜひ反映させていくことが、やはりこの働く生き生きとした女性を見ることが、子どもたちの生き生きとした未来につながるのではないかと思いますので、ぜひご検討ください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。